

第三回國會 人事委員會 會議錄 第九号

昭和二十三年十一月二十四日(水曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

委員長 角田 幸吉君

理事 玉井 祐吉君

淺利 三朗君

根本龍太郎君

高上善五郎君

松澤 兼人君

高橋 順一君

最上 英子君

船田 亨二君

水野 實郎君

出席國務大臣

労働大臣 増田甲子七君

出席政府委員

臨時人事委員長 淺井 清君

總理事務官 岡部 史郎君

大藏次官 野田 卯一君

本日の會議に付した事件
國家公務員法の一部を改正する法律
案(内閣提出第七号)

○角田委員長 これより開会いたします。

前會に引続き國家公務員法の一部を改正する法律案を議題としてその審査を進めます。前會御協議の上決定いたしました通り、本日より一般質問を含めた本案の逐條審議に移ります。

○玉井委員 人事委員長にお伺いいたします。前會質問申した上げた中で、いろいろな都合で途中で打ち切つたような形になっておりますので、人事委員長に關する部分だけ一應この際まゝ

第一類第二号 人事委員會會議錄 第九号 昭和二十三年十一月二十四日

めてお聞きしたいと思ひます。先日お聞きいたしました中で、特に私が考えておりますことは、福祉を守るといふ意味でおつくりになつたものであれば、もつと強力な権限がなければならぬ。しかしながら人事委員會が非常な大きな力を持つといふことは、福祉を守る上からいつては當然なことでありますが、他方において現在の日本のいろいろな情勢から見ても、むしろ人事委員會は人事院規則というもので、人事委員會が持つてにできるといふような態度ではなくて、やはりあくまでも法律の形で、議會の承認のもとでこれを決定しなければならぬ、かように考えているわけですから、むしろそういう意味から福祉を守るといふようなことは、極端にいへばただ表看板で、実はむしろそうでなくして、人事委員會のあの組織が非常に強力なものになつて來ますと、日本の國で行われておる現在の三權分立という形がここに破壊されてしまひ、議會の権力よりは、人事委員會の力がむしろ強くなるという形が生れて來ると考へる。そこで今申しました人事院規則というものを、當然法律によつて制定しなければならぬ。かように考へておりますが、その点について人事委員長の立場でどのようにお考へになるか、お尋ねいたします。

○淺井政府委員 御質疑一應ごもつとも存じておりますけれども、この人事院規則に委されておる部分を、一々法律で制定するというようなことは、これは事實上私は不可能ではないかと考へております。それから人事院規則の範圍は非常に大きいものでございまして、大體においてこれは專門的、技術的な規定であつて、これによつて公務員の身分に對して悪い影響を及ぼす、こういうことは心配はいたしておりません。かような懸念はないと思つておる次第でございします。それからまた人事院というものの権限が非常に強大になつて、これがためにかえつて議會の権限がその程度衰へることは全然ないのであります。これはこの法案の持つております形から見ましても、常に國權の最高機關たる國會がこれを監督するのだ。そういうこともものは法律で定める、法律は當然國會が制定せられるものである。こういうふうな立場に立つておるのでございまして、現に人事委員會というふうな常任委員會の制度を國會に設けられましたことも、確かにその一つであらうと思つておりますから、これは私も提案者といつたしましては、この運用においてはどのような御懸念はないように考へておる次第でございします。

○玉井委員 ただいまのお話によりますと、國會の権限を削ぐというふうな懸念はないのだ、かように言われておるのですが、條文をずつと読んで見たところでは、むしろ國會の権限を侵す可能性の方が強い。そうして國會の権限によつて一應ブレイキがかけられる面は、單に予算の面において多少その点が考慮されている程度にすぎない。ただ一箇條しかありません。そこで實際上はむしろその権限を廣くして、今盛られておるような人事院規則によつて万事を決定する。特に法律顧問の問題もあります。こういうふうな形が具體的に現われて來た場合には、日本の獨立性に対して非常に大きな障害が起つて來ると考へます。この点については總理にもあとでお伺ひしたいと思つたのでありますが、私は全然心配はないぢやないかというのにはむしろ誤りで、逆で、非常に心配はあるが、できるだけそういうことをしないように努力するということではなければならぬと思ひますが、その点についてもう少し詳しくお話を伺ひたい。

○淺井政府委員 お話のありました点につきましては、前會申しましたように、私は憲法その他の点から見まして、國權の最高機關としての國會の権限なり、性格なりというものが、この人事院の制度あるいは國家公務員法の改正をやりますことにおいて侵されることはないと確信をいたしておる次第でございします。これは前に申し上げたことを繰返すにすぎないのでございしますけれども、私はその御懸念はないと確信をいたしております。

それから法律顧問の点がございしますが、これはどういふお考へから來ておるのでございしますか。あるいは外國人等をこの法律顧問にするのではないか、こういうふうなお考へから來ておるのではなからうかと存じます。

○玉井委員 おつしやるように、私は法律顧問が外國人になるのではないかといふことをお考へております。それは今申し上げましたように、この法律自身の、ことに人事院規則というものは獨立に制定されるという形をとつております。しかも今までの傾向といふものを見ても、これを顧問にせよという形で現わした場合に、私はそれを振り切るだけの力を、はたして政府が持ち得るかという問題が起つて來ると思ふ。そういう点を考へてお伺ひしたのでありますが、その点はいずれ逐條審議の場合に譲ることとしたしまして、その他二、三の点もありますが、特に各條との關係がございしますので、審議の御都合もありましようから、一般質問に關する部分は、人事委員長に關する限り、この辺で一應打ち切つておきたいと思ひます。あとで關係大臣が見えましたら、先般來から繼續中の農地委員會關係の部分だけを、もう一度御質問申し上げたいと思ひますので、どうぞ逐條審議の一般的な説明をひとつ伺ひたいと思ひます。

○前田(種)委員 今の玉井君の質問に關連してお伺ひいたします。今の玉井委員の人事院の権限の問題で、人事院規則を法制化したらどうかという質問に對して、委員長はその必要がないという答弁でございしましたが、これは大事なところだと思ひます。委員長もす

で御承知のように、国会におきましては政府の行政部門の局部の変更は、院議をもたなければ、内閣の政令によつてはできないという決定が両院を通つておるのです。これは國の意思が明確になつております。しかも一局部の行政上の都合で変更する場合でも、院議の承認を経なければならぬというように國會はくつております。この公務員法の改正案の内容を見ますと、大部分が人事院規則にゆだねられてあるところが相当あるのです。この中には簡単に政令あるいは指令等でやれる規則もあると思ひますが、むしろこの中には、区わけをいたしますならば、当然法制化して、本文に挿入しなければならぬ規則が相当あると思ひます。これはその原案が参考に出ておりませんので、簡條をあげて論議することはできませんが、もし人事院規則の内容が明らかになつて来ますならば、そのうちの大部分、あるいは主たるものは本文に入れようという問題が当然出て来ると考えます。この点が先ほど玉井委員の一番懸念されておる点だと考えます。その人事院規則の項目、主たる点等について私が再質問いたします点は、院議がそういうふうにして拘束しておる場合に、ひとり人事院だけが、廣汎な人事院規則を人事委員会會議で決定して、それでどん／＼やつて行くということは、ある意味においては國會の意思を無視する危険性が、多分にあるということが推測されるのです。そういう懸念があるから、できるだけ人事院規則の大綱は、また主たる要点は、法制化した方がよいのじやないかという点であらうと思ひますので、今日までにいろいろ原案を作成

される経過等から見て、委員長としては今のような答弁を繰返す以外にお答えがないかと考えますが、靜かに日本の將來を考えてみた場合に、これは大事なこと、特にこの点は本委員会が審議を進めて行く上におきましても大事なこと、でございますから、私は区わけをして、できれば法制化する、本文に入れるというふうな処置をとることが妥當だという点がありますので、もう一度重ねて委員長から答弁を煩わしておきたいと考えます。

○淺井政府委員 玉井さんの御質疑と、い、ただいまの御質疑と、い、たいへんごもつとも拝聴いたしておりましたが、御承知のようにこの新しい制度が、これから日本が出發して行くにあたりましては、今ただちにその全貌をこの國家公務員法の中に法制化するということは、あるいは適しないのではないかと、こういうふうにお考えおる次第でございます。そこでこれを人事院規則という一種の命令の方へ移譲しておる点が多々あるのでございます。しかしながら國家公務員法というのは法律でございます。これは國會が御制定になり、またそれを將來改正せられようという権限はもつた國會の方にある。これはもう申すまでもないことでございますから、これから人事院の制度、あるいは國家公務員の制度がだんだんと発達して参りまして、そのよろしきに至つたところになりましたらば、これを法制化する、法律の中に固定するということも、私はたいへんけつこうだらうと思ひますが、ただいまのところでは全部それを書いてしまふと動きのとれないものになりまして、非常にやりにくい状態にある。

こういう点をひとつ御了承願ひだいたいと思ひます。

○前田(種)委員 今の答弁を聞いておりますと、將來運営をやつて行つて、不都合な問題が起きた時分に法制化してもいいというようなこと、でございますが、將來そういう心配になるようなことが今すでに相當懸念されるのです。もう一つはここではどうかと思ひますが、今まで出て参りますところの法案が、すべて關係方面のそれ／＼のセクションからいろいろなひもがついて、そしてある程度日本の國會として、もつと高い、廣い立場で検討しなければならぬものが、抜きさしならぬような關係になつて提案されておる法律が、いろいろな關係者だけから見ますと、關係者だけの非常に都合のいいやうなことにするということはいいかかりませんが、日本の國會として眞にそうした法律を審議する上におきましては、いろいろな關係法規との關係を見まして私はやはり行き過ぎだ。それは専門的に人事行政を扱つておる面から行きますとそうではないかもしれないが、全体の官僚制度、内閣制度、あるいは日本の國會の制度等から勘案しますと、やはり行き過ぎの点がある。この改正案の中にも現れて来ておるのです。人事院規則も、これは根本は法で制定しておるから、あとは人事院規則でいいというりくつは、りくつとして通るかも知れませんが、そのりくつの中には非常に不都合な、不合理なものが増加されるということが懸念されますので、むしろ区分けして、重要な部分は本文の中に入れることが、正しい行き方だ。新憲法下における

政令、勅令の範圍は、おのずから、限定されておるのですから、あくまでもその限定されておる範圍内における政令、勅令でなければならぬと考えます。その点についてもう一度委員長の答弁を願つて置きたいと思ひます。

○淺井政府委員 その点はまことにごもつとも御議論と存じますが、私としてはさいせん申しました私の立場を申し上げるほかないのでございまして、ただ結論といたしまして、私はこの人事院規則なり、國家公務員法のこれからの行き方は、御懸念の生ずるような点は萬々ないものと確信いたしておる次第でございます。

○高橋(順)委員 それに關連してちよつとお伺ひしますが、人事院規則というものは、政府としては大体どういうものをつくらうというのですか。もう案文ぐらいできておるのではないかと思ひますが、その点はいかがですか。

○淺井政府委員 これは実はまだできていないのでございます。できていないと申しますのは、これは御承知のように非常に廣汎な範圍にわたつておりまして、その大部分が非常に技術的なものでございしますために、鋭意できるものからこれを進めて行きたいと考えておる次第でございます。

○高橋(順)委員 人事院規則は、法律がもし改正され、実施されることになれば、早速必要なことで、政府としては十分お急ぎになつて大體の構想をまとめなければいかぬと思ひますが、でき次第委員會へその内容を示していただきたいと考えます。

○淺井政府委員 その点について私どもは決して準備を怠つておるわけではございませんが、ただ今日ここまでの

お示しができないという意味でございしますから、御希望に沿うようにいたしたいと思ひます。

○菊川委員 ただいまの人事院規則について、私も關連してお尋ね申し上げます。今伺つておりますと、人事院規則はまだその草案もできてないというお話です。それから一つは、伺つておると、非常に廣汎なもので、しかも人事院が今後新しく始める仕事であるということでありますが、そうしますと、私どもはこのこと自身が、本案を審議するにあつた最大の不安になつて参るわけでありまして、私どもが責任を持つてこの法案を審議するにあつて、ここに含まれておる具體的な部分がいかに現れて来るかというところについて、何らそれを推測し、想定して審議することができないといひますならば、これはまた形骸をわれわれがつくるだけでありまして、でありますから今のようなお話でございますれば、私どもはなおさら逆に、こういう程度の御用意しかないものといひますれば、どうしてもこれは人事院規則によらずして法律をもつてやつていただかなければ、私どもは審議を進めることができないというところを痛感するのであります。そういう点からいつてお尋ねいたしたのであります。要するに今回の改正案を通じて見ます間において、もちろん民主的、能率的な公務員制度を確立するという建前から、いろいろの新しい積極的な点も出ております。しかしながらむしろ消極的な部分が非常に多いのであります。その部分は言うまでもなく、從來の労働者が持つておるところの基本的な人権である團結權、あるいは團體交

涉、その他団体行動に関する権利を、國家公務員なるがゆえに拘束する、制約を與えるという点が、主としてこの法案改正の要点になつておるのであります。これは非常に問題のある点になることは、今までの多くの論議の際に現れておる。少くとも新憲法下において労働者に與えられた基本的人権、この基本的人権は十九世紀的な人権にあらずして、二十世紀における資本主義の建前のもとにおいて、労働者に與えられた新しい経済的、社会的な基本的人権であります。その部分についてこれを國家との調和の上においていかに制限するということが、今日各國の問題になつておるのであります。でありますからこの部分についての基本的人権を制限される場合において、それが人事院規則で定められるというのでありますれば、これはゆゆしき問題であると考えるのであります。先般淺井人事委員長のお話によりますと、基本的人権を制限する場合においては、公共の福祉あるいはその他の建前から考えなければならぬ、その場合に基本的人権は絶対に侵してはならないという考え方と、それから公共の福祉の建前から、ある程度の制約はやむを得ないという二つの考え方があるが、自分は後者をとるので、こういうふうな簡單な断定を下されたのであります。そういうふうな公共の福祉とか、あるいは全体への奉仕者である、こういう簡單な内容の不明瞭な觀念をもつて、労働者の新しい基本的人権であるところの團結権、団体交渉その他団体行動の権利を制約する。こういう考え方をもちとられるところの人事委員長が、もしそういう人事院規則の

制定に当られますならば、この改正法案の結果というものは、反動的な労働行政を生む以外にない私は思うのであります。こういうふうな観点からいたしまして、私も人事院規則をもつて全部をおやりになるという方針であるならば、この法案審議にあたつて、これが逐條審議を伺うのも結構であります。私が、私どもはその一つ／＼の規則の内容について概要を確かめなければ、審議が進められない。こういうことになるのであります。どうして人事院規則で行かれるのか、それとも重大なものについては法律をもつて当られるのか、さらにまた人事院規則で行くという一本建てでございませう。その人事院規則をお定めになる場合において、ただ人事院のみにおいておやりになるのか、それとも何か民主的に、あるいは民間各方面の意見を聞いてやるような、諮問機関その他のものを、附随してお考えになつておられるのか、そういう点についての構想をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○淺井政府委員 御もつともな御質疑と存じておりますが、まず第一といたしまして、労働者の團結権を制限する、そういう方面におきましては、私の見るところでは、この法律自体の中に相當詳しく書いてあると思つております。たとえば九十八條にいたしまして、これはここに法律で相當詳しく書きまして、ただその手續が人事院規則に任されてあるというふうになつておりますから、私はそういう御懸念の生ずるかと思はれる部分につきましては、大体法律で間違ひのないように押えたつもりでございします。最も廣汎に人事院規則にゆだねられておりますのは、むろん試験のやり方とか、あるいは帳簿のつくり方とかいうような――つまり白紙で任されている部分は、そのような技術的な方面だと私は思つております。なおこれに對しては少し例外があるかも知れません。が、それにつきましてはあるいは逐條等の際において申し上げたいと思つておりますが、決してそのような御懸念のないように、私も考えている次第でございします。

○菊川委員 伺つておりますと、どうもやはり根本的なこの法案に対する見解の相違があるやうな氣がいたします。もう一、二重ねてお尋ねいたします。ただいま九十八條その他の点において、相當労働者の基本的人権に関する部分は、ある程度具体的に、明確に規定しているつもりであるということでありまして。しかし私どもから見ますと、そういうふうな考え方、簡単に労働者の団体交渉の権利などをお扱いなさるところのお考えが危殆に、こう言うのであります。と申しますのは、この附則第十六條には明瞭に、從來の労働三法及び船員法はこれを適用しない、こうなつてゐる。そういういたしますれば、労働組合法なり、あるいは労働法なり、あるいは労働基準法なり、さらに船員法において含まれてゐるものは、單に団体交渉を制限し、あるいはまた団体協約を認めない、こういう條文のみではないのであります。従つて労働三法及び船員法から九十八條のみを抜きましても、多くの労働階級に對する基本的人権を保護するに必要なるところの法律の規定は残るのであります。そういう点において、ただ九十八

條において明確になるから、あとの労働者の権限は十分に確保されたか、とこう申しますと、逆にならぬ／＼から見ますれば、九十八條において団体交渉を制限をされたという、取上げる方を明確にされておる。それと同時に労働三法を適用しないということになりまして、從來の保護規定を全部削つておるのであります。ここに問題があるのではありません。ここから人事院が今後規則をおきめる場合に、たとえば労働基準法というものを一つ考える場合に、大体において他の部分は適用するといふふうなことになるのであります。しかし労働基準法の中心は、對等の資格において労資が労務契約をする。従つて労働者の團結権というものが中心になつて、この基礎法ができておること、これは言うまでもありません。その中から團體協約を削つて、そして労働基準法を適用される、こういう場合でありますれば、いかなる基準をもつておやりになるのかというところは、これはやはり、重大なる基本的人権の一部を扱うところの問題であります。これを人事院規則でもつて簡単に扱われたのでは、われわれといたしましては、はなはだ不安なのである。この点については何らかの大きな認識不十分な点か、あるいは誤解があるのではないか。私その点についてもう一べん重ねてお尋ね申し上げます。

○淺井政府委員 ただいま九十八條のお話をいたしましたために、ただいまのようなお尋ねを重ねてこうになりましたが、ただいま仰せられましたことは、私は全然同感に考えておるのであります。單に九十八條の説明だけはいいたしましたために、そのようなお疑いも出たと思ひますが、労働三法の適用を排除いたしましたことにつきまして、これはマッカーサー元帥の書簡にもございしますように、公務とそれから一般勤勞との相違、この点を目ざしたのでございしますけれども、それにつきまして、この勤勞者の利益を保護する、權利を保護するといふことにつきましては、われ／＼といたしまして、決して怠るものではございしません。ただいまの御論につきましては、私は全然御同感でございします。

○菊川委員 いずれまた逐條審議の場合に、この点について詳しくお尋ねいたしたいと思ひますが、ただいまの労働三法を除外した結果起つておること、この問題について、私と同感であることはまことに私も喜ばしいのであります。が、しかしそういう労働三法を除外した結果、國家公務員は民間の労働者と違ふという立場において、政府との間にある特殊な雇用関係はやはり置かれるのであります。その雇用関係において、それがマッカーサー書簡においてどういふふうに解釈されたかということと合せて、そうしていかなる雇用関係と認めて、それに対していかなるものかというところについては、これはただ單に人事院でおきめになるということではいけないと思ひます。いかに優秀なお方でありましても、やはりその能力と、それからその人の構想には限界があります。でありますから、どうしてもこういう点こそは、人事院規則によらないで、そして新しいところの

動をする人たち、また一般の公務員へ人たちの、労働者としての立場は守られなければならないということは、これは当然な話で、言うまでもないことでもあります。さらに、これは各党の委員の方々も、もちろんすでに十分にた氣づきの点であります。政府としては、こういう問題がそれだけではななくて、民族の独立並びに日本國の將來ということをお考えになつた立場で、この人事院規則というものをつくりたいだきたい。そうしてそういう意味の人事院規則を一日も早く出されて、これと並行して一緒に討議されるのは、この機会を、ぜひ與えていただかなければならぬと私は考えるのであります。

ん。將來にかかる問題、一年、二年であとはどうにかするといふうに浅薄さんは言われたのでありますが、一年、二年が大事なのであります。そう、いうことがないようにするためには、まず人事院規則を一日も早く出して、ただいて、そうして、むしろ私の考へでは、人事院規則が出なければ、この法案の審議というものは非常な不便を感ずるのみならず、やらない方がよい

あります。この人事院規則というものがいつ出るのかという点を、はつきりお聞かせ願いたいと思うわけなのであります。

○淺井政府委員　お言葉ではございますけれども、ただ、いまの段階におきまして、この全部に通ずるところの人事院規則をここでお目にかけるということは、不可能なる状態でございますから、この点はあしからず御了承を願いたいと思っております。これは初め

て國家公務員法を御審議願いましたときにも、同じような御質疑を受けたのでございますが、いろいろ準備が足りたり、調査の必要がございまして、遅れておるわけでございまして、なほ即時にとりかからなければならぬものにつきまして、十分その準備をいたしておる次第でございます。

○島上委員 たいま松澤委員の質問に対して、第百二條の点であります、

が、まったく同感である、こう言われた。まったく同感であるが、その経過については別の機会に申し上げたい、

と、こういうふうな人事院規則で政治活動の制限をするということになったことに對して、人事委員長としては賛成でなかつた、しかしいろいろの経過によつてそういうふうにおちつかざるを得なかつたのだというふうにとれる。そういうふうな受取つてよろしいか。そうだとすれば、人事委員長は不本意であつたが、こういうふうな強要され、もしくはおちつかざるを得なかつたという力が他から加つたと、私、そういう感じを受けたのですが、その詳細は、ここで説明できないとすれば、あとでよいのでありますが、大体そういうことであるかどうかということ、はつきり御答弁を伺いたい。

○淺井政府委員 ちよつと速記をとめていただきますが……。

○角田委員長 速記をとめます。

〔速記中止〕

○角田委員長 速記を始めてください。

○菊川委員 逐條審議に入る際に、あらかじめお願いしておきました各條について必要な資料、特に数字的な資料あるいは規則その他の要項、こういうものをその前にできるだけお示しを願いたい。場合によりましてそういうものがなかつた、その條文についてわれわれ審議しかねる場合があると思ひますので、それをお含みの上お願ひしたいと思ひます。特に私お願ひしたいのは、第二條に關するものといひました。この國家公務員の範疇に入るもので、一般職、特別職、これを各職種別並びに各官廳別に、そしてその人数をひとつ知りたい、こういうことであり

それから今の百二條につきましては現在の公務員、これは國家公務員並びに地方公務員を含んでおりますが、その公務員が公選による公職についているところの職名とその人数を、それぞれ各職種を官廳別にお示しを願ひたい。それから今の九十八條に關連して今後起るところの公務員の勞務關係、雇用關係に關するところの人事委員會のお取扱ひを起草される場合の草案、これを御示し願ひたい。特にその点労働組合法におきましては、先ほど申し上げたように團體交渉を制限され、團體協約をおとりになる、こういうことになりまうと労働組合法の中の主要な部分は抜けまうけれども、しかし労働組合を結成し、あるいはまたその解散を命ずる、こういう保護規定というものは、依然として共通に残るもので

ある。その他手続の問題もあります、が、こういうものをどういふふうにするか、後取入れられるかということ、これは基準法の部分につきましても、團體協約を基本としたところの基準法の取扱ひは、當然この法案においてはかわると思ひます。われわれは別の見解を持っておりますが、政府におかれてのそういう場合の基準法の取扱ひ。それから労働法におきましては爭議の調停、そういう場合の取扱ひ方法、こういうものをどういふふうな規則にお含めになりますか、こういう点は特に必要だと思ひますので、明らかにしていただきたいと思ひます。

○高橋(順)委員 逐條審議にはいりましてまず政府委員の説明を一應聞きまして、これに關連して委員側から質問すべきものは質問をして、各條を徹底的に研究して行く方向がよいと思ひます。これは委員長も御同感であると思ひますが、その点をほかの方々におはかりくださつて審議して行く、そういう方針でないと私は不徹底なものになるというふうに考えられますが……。

○角田委員長 これより逐條審査に移ることとし、まず最初に第一章の改正の点について政府委員からその説明を求めます。

○島上委員 私は一般質問の通告をすつと前からしておりますので、一般質問のあることをここではつきり申し上げておいて、大臣がお見えになつたら一般質問をしたいということを申し入れておきます。そうして労働大臣に対する質問がありますから、もし労働大臣が午後からお見えになるならば、午後からでもつけようですけれども、こ

れを明らかにしておきます。

○角田委員長 並行してやりますから、それではどうぞ……。

○島上委員 この法律は官公廳の労働組合運動に對して大きな制圧、禁止的な制圧を加えるという結果を心配されますので、私はこの機会に、總理がお見えになれば總理に聞きたかつたのであります、労働大臣に今の政府の労働組合に對する考え方を聞きたいのです。先般川崎委員から労働政策について質問があつた際に、今研究中であるといつて答へられなかつたのであります、私は労働組合に對する考え方を、この機会に労働大臣にお伺ひしておきたいと思ひます。私は戦後の日本の再建にとつて、労働組合の運動というものはきわめて大事な役割を果すものだと考えております。この点はマツカーサー書籍においても、マツカーサー元帥自身がつきりと認められておりますので、政府においても御承知になつておると思ひますが、労働組合の発展というものは、労働組合運動を拘束しない、労働組合運動を自由に発展せよというところが必要であると私たちが考えております。その点に對して政府はいかようにお考えになつておるか、かつて總理大臣が労働組合運動に對して、不逞の徒という言葉で年頭の挨拶で放言しましたので、一般の労働組合方面では、この内閣は労働組合に對して大きな制圧を加えるのではないかと、國家公務員法はその一つでありま

すが、その他労働關係法規を改悪して、労働組合運動に對して大きな制圧、弾圧を加えるのではないかと、この見方もいたしておりますので、この点政府の労働組合運動に對する考え方を、はつきりお伺ひしたいのであります。

○増田國務大臣 島上委員の御質問に對してお答え申し上げます。先般川崎委員が労働政策についての總理の所見を質したときに、總理は労働組合運動の關係だけを答へられまして、そのあと私が、島上さんがいらつしやらないときに、川崎委員に對しまして、一般労働政策について御回答いたしました次第でございますが、なおただいま、労働政策一般でありませんが、労働組合運動に對する政府の方策いかんという御質問でございますから、それについてお答え申し上げます。總理もおつしやいました、われわれは健全な労働運動の確立を期したい、こういうつもりで臨んでおる次第であります。從つて極東委員會の示された労働組合に關する十六原則を遵法することは、もとよりでございますし、關係筋の御指導を受けまして、労働組合法、労働關係調整法、労働基準法等は、りつぱにこれを運用して参りたい。一口に申しますと、これは労働組合一般にも關係いたしますが、進歩的な、文化的な労働政策をとつて参りたいと考えております。そこでこれから労働組合に關する態度でございますが、お説の通りでございます、私は健全な労働運動が自由に發展して行くというところは望ましいことである、また政府といたしましてはそういう方面の養成と申します、育成につきましては、職權の範圍内において、できるだけ努力すべきであると考えております。ただ吉田さんが労働組合運動者に對して不逞の徒と言われたというようなことを言われま

したが、その点は世の中に非常に誤解

があるようでございます。労働運動の先覚者である島上さんが誤解されるといふことはないと私は思っておりますが、この際一言いたしておきます。種々の機会において吉田総理は、あの不逞の輩と言われた言葉についての釈明をいたされておりましたが、吉田さんの言われたことと違つて誤傳されておることは、非常に遺憾でございます。と言ふのは、去年の一月の声明は、当時の労働運動が非常に破壊的な方面に向つておつたときの指導者のうち、間違つた指導者のごく一部の者を指して言つたにすぎないのでございます。私は労働運動というものは、主として経済闘争であるべきものであると思つておりますが、破壊的、政治的闘争ばかりを目的として労働争議を起したり、あるいは労働組合運動をそつちへ向けて行かうとするような、ごく一部の者に對して、ああいう修飾語を使われたものと思つて承知しております。また吉田さんもしばしばいろいろな機会において弁明されておられますから、どうか労働運動の指導者であり、先覚者である島上委員も御了解願ひたいと、この際あらためてお願い申し上げる次第であります。でございまして私どもはどこまでも労働運動の民主性、あるいは自主性、責任性の確立という方向へ向つて努力し、善処して参りたいと思つておる次第でございます。

○島上委員 健全なる労働組合運動という言葉は、この前の同僚委員の質問の際の答弁にも承りましたが、一休健全なる労働組合とはどういふものか、健全なる労働組合というものはいかに發展するかという点を考えていただきたいのです。私は健全なる労働組合と

いふものは、法律でもつてしほりつけて拘束することによつては、断じて發展するものではないと思ふ。労働組合の定義については労働組合法が不十分ながら、労働者が主体となつて自主的に労働条件その他の地位の向上をはかるものであるといふことを規定しておりますが、このことは健全なる労働組合とは、経済的に對立する關係にある資本家や政府から、直接にも間接的にも、何らの支配や影響、拘束を受けない自主的なものでなければならぬ、こゝういふ意味だと思ふ。今の御答弁にありました民主性、自主性、責任性というものは、そういう拘束を受けない状態のもとに初めて望まれることであつて、これを大きく拘束したのであつては、決して健全なる労働組合は發展しないと思つておるのであります。その点に對する御見解を承りたいと思ひます。

○増田國務大臣 答えたいいたします。

私も島上委員の御説と全然同感でございます。法律で押えつけるようなことは、絶対にやらないのでございます。しかし法律が無視されるといふ場合には、いわゆる法を逸脱した非合法行動になるといふわけでございまして、非合法行動であるといふようなことは、あまり看過できないといふことについて、これは御同感くださると思つております。どこまでも合法な範圍内において、健全なる労働運動が行われている場合は、これを助成するといふような立場で政府は臨むべきである。それから島上さんのおつしやつた通り、使用者側が労働組合の行動な

り、あるいは育成なりに関與すべきものでないといふことも私は全然同感で

ございます。

○島上委員 そうしますと、ただいまの御答弁は、民間労働者のみならず、官公廳の労働組合に對しても当然当てはまるべきものである。こう考えておるのでありますが、そう考へてよろしいのですか。

○増田國務大臣 答え申し上げます。官公廳の労働組合といふものは、七月三十日以後は御承知のような形態になつたのでございまして、組合活動が非常な制約を受けております。労働組合と言ひ得るかどうかというやうな疑問を持つ人さへあるわけでございまして。しかしながら労働運動は團結権はある。また制約された範圍における團體交渉権はある。ただ團體交渉といへば、必ず労働協約を締結することを包含されてない、意義が非常に薄いのでございまして、労働協約を締結する權限のない範圍内における團體交渉権はある。しかしながら爭議権はない。そこで相當性質がかわつて参つて來ております。私、本會議等においてもしばしば申し上げましたが、マツカーサー將軍の書簡等の援用をあまりすることは、実はわれわれの責任において出した法案でございまして、安当を欠くといふやうなふうに私も考へております。しかしあの書簡の中に示された内容については、非常に考え直さなくてはならぬ点が多あると思つております。それは一般の労働關係は労資對等の關係に立つものである。しかしながら公務員の公務の對象は、國民全体の奉仕者という立場に立つのであるから、法律關係なりあるいは労働關係が、性質が違ふといふことを言われておりますが、ややつたも

のになつてゐることをどうか御了解願ひたいと存じます。

○島上委員 ただいまの御答弁を伺つておきますと、マツカーサー書簡に基いて発せられた政令が、官公廳の労働組合運動そのものを、労働組合であるかないか疑わしいやうにしておるといふふうに聞いたのですが、私はマツカーサー元帥の書簡では決して労働組合そのものの原則を否定してない、こゝう解釈しておるのです。従つて團體交渉権の問題等もそういう見地から私たちが考へてゐるのですが、民間の労働者が労働組合を組織し、活動する自由が與えられてゐると同様の原則が、官公廳にも適用されるべきものだ、われわれはこう考へておるのですが、その点をもう少し明確にしたい。

○増田國務大臣 答え申し上げます。爭議権なりあるいは團體交渉権は、相當制約されておる。むしろ本質的に制約を受くべきものである。こゝういふやうな趣旨をよく考へて見ますと、きに、やはり労働三法が完全に適用された意味の労働組合と、それから労働三法が完全に適用されない範圍の職員組合と申しますか、法人たる團體といふものとは、性質が相當かわつて來てゐる。こゝういふやうに考へる次第でございまして。

○島上委員 そうしますと、あなたの御答弁から受ける感じでは、九十八條の「職員は、組合その他の團體を結成し、若しくは結成せず」云々といふこの言葉が、普通われわれが解釈しておるところの労働組合といふものと本質的に同一であるか違ふかという点が不明確になつて來るのであります。私た

ちはマツカーサーの書簡のどこから見ましても、この組合その他の團體に云云といふことは、當然われわれが普通理解しておるところの労働組合であると解釈しておるのですが、この点労働組合と本質的に違ふ内容を持つものであるかどうかといふことをお伺ひしたい。

○増田國務大臣 本質的には同じだと思ひますが、非常に俗性、その他性質において變化を來しておると考へております。

○島上委員 九十八條によるいふゆる團體交渉権の点が不明確なのであります。私が、私たちは團體交渉権のない労働組合といふものは考へることができない。團體交渉権がないものは、すでに労働組合ではないと私たち考へておる。それからその團體交渉によつて成立した事項の履行が保障されないところの團體交渉なんといふものは、およそ意味のないものだと思ふ。従つて團體交渉によつて成立した事項の履行が保障されることとは、當然労働協約が團體交渉のあとにあるものだ。團體交渉は労働協約を結ぶことを前提としておるものである。こゝういふことでなければ意味がないとわれわれは考へておるのですが、その点労働大臣の考へを承りたい。

○増田國務大臣 將軍の書簡等を援用することはどうも憚りがあるわけでございますが、しかし團體交渉権は明確なる、そして變更しがたき制限を受けらる。こゝういふやうに書いてある次第であります。そこでわれわれが明確なしかして變更しがたき制限とは何ぞやと言ひますと、結局これは……速記を止めていただきます。

○島上委員 健全なる労働組合運動という言葉は、この前の同僚委員の質問の際の答弁にも承りましたが、一休健全なる労働組合とはどういふものか、健全なる労働組合というものはいかに發展するかという点を考えていただきたいのです。私は健全なる労働組合と

○角田委員長 速記を止めて……

(速記中止)

○角田委員長 速記を始めてください

○島上委員 マツカーサーの書簡を政府の方で解釈すれば、あるいはそうなるかも知れませんが、それではマツカーサー書簡の字句にかかわらないで、労働大臣としての考えを承りたい。団体交渉権のない労働組合というものは、一体労働組合であるかどうか。それからその団体交渉の結果成立した事項を保障されない団体交渉というものは、一体存在し得るかどうかというのを、マツカーサー元帥の書簡にかかわりなく、労働大臣の考えを承りたい。

○増田國務大臣 どうもたいへんむずかしい御質問で私も弱つてしまつたのですが、これは普通の労働組合論としてひとつ申し上げさせていただきます。公務員たる労働組合でなしに、一般に労働組合論としたしましては、私も二十年も前から労働協約というものを盛んに提唱しておつた次第でございます。当時社会局は桃色であるとしまして、労働組合は桃色であるというふうなことも言われたのであります。労働協約を締結し得ない労働組合というものは、おおよそセックスがないといふふうな考へております。しかしながらこの公務員の結成するところの労働組合は、団体交渉が客観的のいろいろな情勢から考へても、また従来の労働運動の経緯から考へても、それから本質論といたしましては、本質論と申しますのは、公務員と政府との特別権力服従関係というわけでございます。そういう関係から見ましても、制約を受けた方がよろしい

という結論も、政府といたしましても持つたために、かかる法案を提案した次第でございます。

○玉井委員 実は先般來この問題で農地委員会の職員組合の諸君が來ておるわけですが、それでぜひ伺ひたいとおきたい点は、事情を申し上げますとこうなつております。最近この農地委員会の専任書記の諸君の給與ベースというものは、たいてい手取の時期と見合せますと、三、四箇月ずついつも遅れております。二、八箇月分の例の補給金が本年の四月になつて初めて入手できたと。それから七、八、九の給與は、一括して十月によやく來ておる。こういうふうな形になつておりました。いづれ給與が遅れております。そのために実はこの職員の諸君が非常に仕事ができない。また生活に追われまして困つておるという事情で、今後においてもこういうふうなことが起つて來ますと、おそろしく事實上は仕事ができなくなる。その場合、御承知のように、これらの人は先般の御見解によりまして、例の二百一十の政令で縛られておる。地方公務員法ができるまでは地方公務員じゃないのだ、また國家公務員でもないという立場で、一應二百一十で縛られるというふうな御見解でありました。が、そういうふうな事態が起つた場合に、俸給が來なくてどうにも仕事ができなくなるのだらうと思ひますが、その際それをいわけゆる職場放棄であるとかあるいはストライキだとか、かように御認定になるかどうかという点を、ぜひ労働大臣にお伺ひしておきたいと思ひます。

その他の職員についてはまだ研究中であります。しかし玉井さんのおつしやる通り経過的には、お政令に支配される。こういうことになつております。が、國家公務員法、地方公務員法ができましても、ただちに適用しにくいといつたような條文も相當あると思ひますから、ひとつ善処してまいりたい。こう存じております。

○玉井委員 私はその善処とおつしやる点についてぜひ伺ひたいのです。給與は事實上來なくて仕事ができない、できなくなつたときにそれを職場放棄だとか、あるいはストライキだといふふうにお考えになるかどうか、この点をお伺ひしたい。

○増田國務大臣 給與が來ないから仕事ができない、ちよつと具體的の事例を突はしお聞きしないといふことについてお答え申し上げますれば、事實給與が來ないために、ご飯が食へられない、そこで餓死の状態に陥るというふうなことで、仕事ができないうこととまで職場放棄といふことはないと思つております。これはやはり刑法第幾条の適用の犯罪には、犯罪の動機というものがある。犯意の認識というものがなくては行けないから、ひもじいことの認識や、餓死の認識があつて、犯罪を犯される。そういう場合の職場放棄は犯罪としての職場放棄であるといふことにはならないと思つております。○玉井委員 非常にもつともお答えでしたが、さらにもう一つお伺ひしたいのは、これらの職員の人たちの俸給に関する予算が、具體的に組まれるかどうか、これは追加予算の問題は多少疑問がありますが、きまらないで事実

上仕事ができないような状態になつてしまふ。しかも農地委員会の仕事の方はしなければならぬ。こういうふうな状態におかれては、場合、實際上できないならば、これはやはり職場放棄といふような見方をするのが適當なのか、それとも俸給も來ないし、予算も組まれていないのであるから、むしろ仕事をしないという意味なのだから、しないのが當り前だと、こういうふうなことを考へるべきか、今申し上げたような形で御回答願ひたい。

○増田國務大臣 実は私はあまり存じませんが、農地大臣とよく打合せまして、係給をやらないでいて仕事をやれといふふうな、むづかしいことをしないように、予算措置等も講じさせますように努力いたします。

○玉井委員 もう一つお伺ひいたします。それは実は農地大臣にお伺ひしようと思つておつたのですが、事實上はこういうことになつております。農地委員会の書記の諸君が、町村に平均三人ずつ専任がおります。この三人の人々、その中の一人——全國で五万おられますが、その三分の一、約一万二千くらいの人々を、一應事實上は首を切ることになつておりますが、首を切りまして札幌に移轉することになつたわけですが、ところが農地委員会は御承知のように、全町村に一つづつ必ずあります。ところが、全平均五箇町村に一つくらい、全國平均五箇町村に一つくらいというところになると思ひます。そのような場合に一應首を切つて、そしてそれを作物報告所の方にまわして

やる、仕事を與えてやる、かような手続はとられておるのですが、實際上は今申し上げたように地域の関係がありまして、ほとんど勤務は不可能になり、一應首は切つておつて勤めるところはきめてやつたのだ、こうおつしやるのですが、實際上はとんでもない遠隔の地にやらされておるために勤められない、そのために具體的には首切りと同じことになる。この点を労働大臣としてはどうでない、就職を斡旋してやつたのだ、勝手に行かないといふふうにお考えになるか、實質的に首切りと同じようにお考えになるか、この点をお伺ひしたい。

○増田國務大臣 先ほども申し上げましたように、具體問題についてまだ研究しておりませんし、よく研究いたしまして、これこそほんとうに善処したいと思ひます。

○島上委員 労働大臣にもう二、三の点についてお伺ひしたいのですが、先ほどの労働大臣の答弁の中、労働組合運動の一部における行き過ぎ云々ということに關連して、政治闘争と経済闘争、労働組合が本來經濟闘争をやるべきものを、はき違えて政治闘争に走つておる。そういうことが不当であり、不逞であるといふふうに、私感したのであります。一体今の労働組合運動が、政治的な問題をまつた切り離して、労働組合本來の労働者の經濟的地位、もしくは社會的地位の向上を期し得るものかどうかといふふうに考へると、決してそうではないと思ひます。賃金がいくら上つても、勤勞所得税が三分の一も取られたというふうな状態ではどうにもなりませんので、労働組合が自分の賃金の問題を扱ふと同時に

勤労所得税の問題を扱う、あるいは物價を改訂しないでくれというものは、これは当然のことであつて、決して行き過ぎでもないと思ひます。そういう意味の政治活動、もしくは政治闘争を進行すべきであり、不穩であり、不当であり、不逞であるとお考えになつておるかどうか、われわれ労働組合の運動をするものにとつては、重大な問題でありますから、はつきりしていただきたい。

○増田國務大臣 要するに破壊を目的とした政治闘争に専念するというようなことが、私は行き過ぎだ、こう思う次第でございます。極東委員会の十六原則にも、政治活動は許されております。あの労働組合法といたしましても、主として政治運動を目的とするものは労働組合ではないけれども、主としてでなければ、政治運動はなしに向さなければ、また政治運動が許されない場合に、労働組合の目的を達成したいという場合も多々あるであらうということも、十分承知してあるつもりであります。

○島上委員 今度は違つていますが、マッカーサーの書簡が発表された當時と今は、すでに三月以上の時間的な経過をいたしておりますが、その間に世界の世論、國內の世論の動きというもの、相当進んでおるといふ事實は、政府においても認めだと思ひますが、アメリカにおけるタフト・ハートレー法と撤廃というようないふ動き、それから対日理事会における英國代表、中國代表、ソ連代表等の意見等を考へてみますに、今の政府が出している國家公務員法は、すでにそういう世論に反してゐるとわれわれは考へられる

のであります。またきよりの新聞で傳へられておるようなアメリカの、AF L、労働組合同盟大会における日本の労働政策に対する意見なども、明らかにそうだと私は理解しておる。それからせんだつて以来、二日間わたつて開かれた公務員法に関する公聴会においても、ほんの一、二名の資本家の代表が、消極的に賛意を表したのみで、他の公聴人の意見はすべて内容において多少の相違、角度において多少の違いはありましたが、すべて政府原案に対して反対であるという事實は、政府においても十分承知しておられると思ひますが、こういうやうな世論の推移と申しますか、世論の変化、國際的な情勢の変化というものがあつてもかかわらず、そういう國際的な、あるいは國內的な世論に背いて、少数の資本家の利益と意見を代表して、あくまでもこの公務員法の通過を強行するというお考えであるかどうか伺ひたい。

○増田國務大臣 お答え申し上げます。世界の動向云々ということについては私もあまりよく存じませんが、たぶんアメリカの政治情勢の変化を指して言われたと思ひます。私はアメリカの大統領選挙のときに、主として争われた問題は、タフト・ハートレー・アクト、労働問題に関する限りはあれだと思つております。御承知のごとく日本の労働三法は、クロウズド・ショップなんかはできることになつております。タフト・ハートレー・アクトはクロウズド・ショップは禁止してありますが、日本ではできることになつております。それから公益事業について争議は、政府は未前に禁止することほもちろんできません。また事後にお

いても禁止することも日本ではできません。タフト・ハートレー・アクトにおいては、できることになつております。そこで日本に関する限り一般労働問題については、むしろほとんどリベラルな公益事業についてある程度の争議を禁止するというような権利を政府に與えよという世論は、世界的にある程度あるのじやないかと思つておりますが、日本ではどうかと申しますと、今のところ野放しでありまして、非常に困るという声さえ聞くわけでありまして、そこで労働三法に對しましては、吉田内閣は惡口を言われまして、保守反動なんということを言われまして、いよいよゆるゆる労働三法並びに職業安定法、社會的立法、労働立法は、非常に進歩的に制定されている、しかも當時の吉田内閣のときに制定されているという点は、島上さんも御同感くださると思つております。そこで私はタフト・ハートレー・アクトについては、日本の労働立法については問題はないと思つております。そこで今度は國家公務員法は、その他の公務員と使用人者、すなわち國家あるいは國民、あるいは政府との關係でございますが、これは世界各國それと違ひますけれども、公務員が争議権のない國も相當あるのでございまして、アメリカでもたしか、公務員の争議権は相當制約されていると思つております。これは別にタフト・ハートレー・アクトとは關係がないわけございまして、私はマ書簡に示された御趣旨は、政治情勢のいかにかわらず、本質的にこうあるべきものであるというやうな心持から政府が出したんだということを、御了解願ひたいと思ひます。

○島上委員 政府は官紀肅正というのを声を大にして叫んでおりますが、私はほんとうに官紀肅正をやろうとするならば、政府職員の協力が必要だと思ふ。その政府職員の協力も、個人個人のばらばらな状態における協力ではなしに、政府職員の労働組合の協力というものが、非常に大きな役割を果すと思う。官紀は私の見るところでは上部の方でもつて紊れておつて、下部の方は大体皆まじめに働いてゐる。多少の例外もあるかもしれないが、大体まじめに働いてゐると思ふ。そしてそういう官紀については、その内部にいる人が一番よく知つてゐるはずだと思ふ。そういう意味において政府職員の労働組合の協力をまたすしては、官紀肅正は指しに終つてしまふという危険を私は思ふ。ですからこの官紀肅正に關して政府は、政府職員の労働組合の協力を求めるというお考えがあるかどうか。もし協力を求めるというお考えがあるとしたならば、設置されるであらう。あるいは設置したかもしませんが、設置されるであらうのこの官紀肅正に關する委員会等と機關に、いかなる形で政府職員の労働組合との協力關係を具現するかというところを、お伺ひいたします。

○増田國務大臣 これは委員長からお答えした方がよいようですが、今度の労働組合に對しまして、政府が官紀肅正について協力を求めるかどうかというお尋ねであります。私は全公務員が一致團結いたしましたして、政府とともに綱紀の維持に努むべきものであると思つております。労働組合は御承知のとおり労働條件の維持改善について活動するというのが目的でございます。

もつともその労働條件の中に勤務條件があることはもとよりでありまして、やはり規律關係は、使用者と言ひますか、使用者は國民でございしますが、その使用者を代表した政府が、協力を得つてやらなければならぬことはもとよりであります。経済團體である労働組合の協力を得るかどうかに對しては、私は明言したいと思つております。それから官紀肅正委員会が將來設置された場合に、労働組合とどういふふうなマツチして活動して行くかという御質問ですが、官紀肅正委員会については、人事院というものが非常に充實整備される、その使命の一つが、やはり官紀の肅正にある次第でありまして、官紀肅正委員会が設置されるかどうか關係筋と交渉中であります。もちろん設置したいという意向では進んでおりますが、設置されてから後の労働組合との協力關係のことについては、今のところお答えはしがたいことになりまして、どうぞ御了承願ひたいと思ひます。

○玉井委員 労働大臣と人事委員長にちよつとお尋ねいたしますが、先ほど實質上の前切りが行われるということを申し上げたのですが、そのときの退職手当として三十三百円にすぎない。これはベースの一箇月分だけなんです。そこで職員組合の方では退職手当金としてせめて六箇月分はいただきたいと申しておるのではありませんか、この点に對して一体労働三法の点から見て三十三百円は多すぎると思ひますか、あるいは少なすぎると思ひますか、あるいはこれで安当であると思ひますか、お伺ひしたいと思ひます。

それからもう一つ人事委員長にお伺いしたいのは、農地委員会の専任書記の超過勤務の問題であります。実はこの農地委員会の専任書記の超過勤務は非常に多く、徹夜勤務が一箇月のうち十日もある状態でありまして。特に農地の開放を何日までによれという要求が地方軍政部から来まして、実質上非常に忙しい。ところがそれに対して超過勤務手当はわずか一箇月に六十八円にすぎない。そういうわけで非常に不公平があるように感ずるのですが、この点についての労働大臣並びに人事委員長の御見解として、今後どういうようにしようというお見通しであるか、この二点についてお伺いしたいと思ひます。

○増田國務大臣 今の玉井さんの御質問は、実は人事委員会の事務局長にも相談してみましたが、私それについてはお答えできませんので、よく研究してお答えしたいと思ひます。ただお説のような金が出ていくことは私承知しておりますが、こういう金はやはりCPI、CPSの関係で、消費者價格のスライディング・スケールで行くべきものである。絶対額が固定することはよろしくないというところはお答えできると思ひます。

○玉井委員 これは地方公務員というところになっておきますので、私どもの方からお答え申し上げることができるかどうかかわからぬのでございますけれども、そのようなことは別にいたしまして、そういう点について私とも非常に善処したいという氣持を持つてゐることは確かでございます。そういう機会が得られますれば、大いに盡力いたしたいと思つております。

○玉井委員 三千三百円といふのは今の追加予算に組まれている数字なのであります。農林省の方から出てゐるはずであります。この点について職員組合の諸君も、私も、常識的に見て三千三百円ではきつめて少な過ぎると思つておられます。この点は労働大臣の立場において、ぜひとも御主張を願ひたいという点の一つ。それから超過勤務の六十八円について人事委員長からお答えはなかつたのですが、安当だと思ひになるか、少な過ぎると思ひになるか。あるいはまた六十八円でもやりすぎるとお思ひになりますか。この三つの点についてお答え願ひたいと思ひます。

○玉井委員 それは私は少な過ぎると思ひます。ただ私が主務官廳でないために、このお答えがどういふ効力を持つかは知りませんが、それは明白だと思ひます。

○玉井委員 それでは特に退職手当並びに超過勤務の関係につきまして、労働大臣並びに人事委員長にこの点をお願いしたいと思ひますので、おとろはからいをお願いいたします。それから先ほどあとで返事をするとおつしやいました、例の善処したいというように御回答のあつた事実上の首切りになるかならないか、もしなるとすれば、どのような方法をとると考えられるかという点。それから最初にお伺ひしたところの、実際に上乗給がなくつたけれども、やれないならば仕事は休まなければならない、ほかに仕事を見つけたらということがあるいは起るかもしれない、あるいはその際それを職場放棄である、あるいはストライキであるというふうにお考えになるかどうか。この二

点をぜひとも緊急に御返事を願ひたいと思ひます。

○前田(種)委員 午後の再開後に私は緊急質問をします。で、総理大臣、厚生大臣の確実なる出席を要求いたします。そして再開までにさういふおとりはからいをお願いいたします。

○角田委員 これにて休憩し午後二時より再開いたします。

午後三時五十二分開議
○角田委員長 休憩前に引続き開会いたします。

國家公務員法改正案についてこれより逐條審査に移ることにし、まず最初に第一章の改正の点について、政府委員から説明を求めます。

○岡部政府委員 まず改正の要点について、第一章總則について御説明申し上げます。第一章總則は、第一條及び第二條であります。

まず第一條について申し上げます。第一條は、國家公務員法の目的及び効力を規定したることになつております。目的に關しましては、現行法にございいます通り、まづたゞ國民に對して、公務の民主的能率的の運営を保障するの目的であることはわかりあります。ただ第一條の第一項の中にか

わりました点につきましては一言申し上げておきますが、それは現行法のもとにおきましては、この法律でいう國家公務員には、國會議員を含まないといふことをうたつておるわけでありまして、その趣旨をいたしますところは、國會議員はもとより國家公務員であり、國家公務員の中でも、最も重要な職務を有する者であることはいうま

もないことであります。現行法のもとにおきまして、國家公務員の中から特に國會議員を除く措置を講じました趣旨は二つあるかと存じます。第一はこの國家公務員法というものは、今申し上げた目的を達成するために、國家公務員に對して科学的、合理的な人事行政につきましても各般の基準を定める。たとえて申しますならば、職階制であるとか、試験であるとか、給与であるとか、そういうものにつきま

しての合理的な基準を定めることを目的としておるのでございしますが、これらの基準が國會議員に適用すべきからざることは言までもないことであります。それが第一点であります。第二点におきましては、これは御説明するまでもないことでございしますが、國會議員は、國權の最高機關としての國會、すなわち立法部を構成する國家公務員といたしまして、主として行政部の國家公務員を對象としたしますこの法律の對象にはならないのじやないか、こ

ういうふうな二つの考えが重なりまして、第一條の國家公務員の中から、あらかじめ國會議員を含まない措置を講じたことかと存じておるのであります。その趣旨は今でももちろんその通りでございますが、さりながら國會議員をことさらにこの國家公務員の基本的な法律の中から取除くということもいかでかあるうか。むしろ御承知の通り國家公務員といたしましては、特別職と一般職とに分類されておりました。特別職には國家公務員法は原則として適用されてない。しかもむしろ今までの特別職は種々雑多でありまして、あるいは單純なる勞務者があるかと思ひますと、國家の政策の立案に携

わる國務大臣その他の政務官的な色彩の者が多いわけでありまして。このたびこの特別職の範圍を著しく制限いたしまして、從來特別職といふものは、どういふ標準によつて、どういふ原理によつてこれを選んでおるかということの説明が困難な程度であつたのであります。この改正法案によりまして、大体においてこの特別職といふものは、政策の立案企画に携わる者、いわゆる政務官的な、あるいはポリシー・メイキングのような地位にある職員というふうな考え方になつて來ておるわけでありまして。さういたしますならば、國家公務員の特別職の中に國會議員を含めてもさほどおかしくはない。むしろ先ほど申し上げた事情もあることながら、やはり國家公務員という中

方ではあるまいかという考え方、この第一條第一項の中から、國家公務員には國會議員を含まないという條項を削除した次第であります。

次に第一條第二項「この法律は、もつぱら日本國憲法第七十三條にいう官吏に關する事務を掌理する基準を定めるものである。」これは御承知のこととく、まだ新憲法におきましては官吏という觀念を捨て切れないうで、これを残しておる次第なのであります。しかるにこの憲法が制定されましたと、約一年足らずにして制定せられた國家公務員法におきましては、もうすでに官吏という表現を取除いておるわけでありまして。その間に時間的ずれと申します。時間的ギャップはあるのであります。憲法に根拠を求めますならば、憲法第七十三條に書いてありま

す、官吏に関する事務を掌理するたの、基準となる法律である。こういう意味でこの第二項を入れた次第であります。第三項以下はこの法律の効力を規定したものでございまして、殊に第三項はこの法律遵守の義務、いわば訓示的な規定でございまして、そういう遵守の義務を規定する。それから第四項、第五項におきましては大体法律の適用の原則を説明的に書いたものというようにお考えいただきたいと思つております。

それから第二條におきましては先ほど申し上げました通り、特別職の範囲を著しく制限したわけでありまして、その趣意をいたしますところは、科学的、合理的な人事行政の対象となる國家公務員の範囲というものは、できるだけこれを拡張する。しかしそれ／＼特殊性のあります職務の責任、あるいは職務内容について特殊性がある場合においては、これを國家公務員法の内部の規定によつて、それ／＼適當にこれをはずして行こうというものがその考え方でありまして、従いまして特別職として残りましたものは、いわゆる分類職と申しますか、職階制、試験その他を適用するのにおさわし／＼ない者、その内容を申ししますならば、政治官的な色彩の強い者がこれに残るということになるわけでありまして、しばしばお尋ねをこうむるわけでありまして、一體國家公務員というものは、それからどの範囲の者を言うのか、その範囲がわからぬじやないか、これを積極的に定義すべきじやないかということを承るのであります。これはごつともなことでありまして、國家公務員とは何を言うかということを経極的に

定義すべきものとも思つておりますが、官吏と違ひまして、國家公務員を抽象的に定義いたしましたところで、さらにその解釈についていろいろ問題が起る可能性があるわけなのであります。現在のところ國家公務員とは何を言うかと申しますと、國家の公務に公の根拠に基づいて従事し、國家から給與を受けるという程度のことしか言えないかと思つております。それからせつ／＼定義をいたしましたが、それについていろいろ／＼解釈上の疑義が出ようかと思つておりますので、この法律におきましてはその定義を積極的に書くことはやめまして、第四項の後段におきまして、むしろ國家公務員というものは、はたしてあるポジション、ある職位が國家公務員の職に属するの、あるいは國家公務員の職に属するとして、それが特別職に属するの、一般職に属するの、かというところを、人事院が具体的に決定するように規定してあるわけにございまして、なお第二條におきましては國家公務員と申しますならば、それは一般職、特別職以外のものはあり得ないわけでありまして、一般職または特別職以外の勤務者を置きまして、それに対して俸給給料を支拂うことを禁じておるわけでありまして、但し外國人に関する場合におきましては、これはいろいろ／＼國籍法その他と関連をいたしまして問題があるかと存じます。すなわち外國人の國家公務員就任能力いかなの問題があるわけでありまして、これはいろいろ／＼複雑なる問題があるのであります。簡単に申し上げますならば、わが國の法制におきまして、積極的に外國人がわが國の國家公務員となることを絶対に禁止して

いるものでもないと思つております。しかし現在のところ國家權力に直接接するよ／＼な地位に外國人がつくことは、法令の解釈上これは不可である。かように考へておるのであります。もつぱら技術的な面、あるいは教育というやうな面におきまして、外國人が教育あるいは技術の面におきまして、國家公務員となることは可能である、こう存じております。しかしそれらの問題は、いづれにせよ外國人が個人的な勤務の契約をした場合におきまして、それが國家公務員であるか否かは別問題といたしまして、そういうやうな勤務の契約のある場合におきまして、これに給料を支拂うというやうなことはあり得ることでありまして、その場合に

おきましては、それが國家公務員として、すなわち一般職または特別職の範囲に入らないものと考へられる場合におきまして、その前段の禁止規定を解除しておる、こういうやうに御了承していただきたと存する次第であります。第一條、第二條につきまして、以上御説明申し上げまして御質問にお答へいたします。

公務員の一員として國會議員を認めておくけれども、ただそれをはずしておくのだというやうな考へ方は間違ひじやないかと思つて。道に三権分立の形から見まして、少くとも行政の指揮を受ける立法府の人がいるやうな感じを與えること自体に、間違ひを起す恐れがある、特にそれと関連しまして、同様な意味で、國會に勤務しておる人たちが、これらの人たちは行政に奉仕しておる人たちではありませぬ、従つて行政府の人事院からの指揮を受けて、人事院からの監督を受けて、能率を認められて、そういう／＼な地位を變更され、あるいはまた不幸にして行政府と立法府の対立が起つたやうな場合に、行政府のやうなことを聞かないかというやうな理由で、この立法府に對する制肘が、國會議員には一應ないにしても、國會に奉仕する人々に圧力がかかつて来るやうなことがあるとすれば、三権分立の建前からいって、非常におもしろくないことが生れて来ると思へるのであります。この点について私はむしろ反對の意見を持つておりますが、政府の方としてはどのような見解でおられるのか、この点を承りたい。

○玉井委員 今の御説明に対してちよつとお伺ひしたいのですが、お話の中に國會議員は立法府に属するのだから、これを公務員として入れない、かやうなお話があつたのと、それから一應入れておいて特別職としてはずした、こういう御意見であつた。私はむしろその考へ方がおかしいのではないかと思つて。それは、人事院自体がこの法律の構成上から考へますと、どこに属しておるかといひますと、やはり行政府に所屬しておる、こう考へるわけです。そこで國家

公務員の一員として國會議員を認めておくけれども、ただそれをはずしておくのだというやうな考へ方は間違ひじやないかと思つて。道に三権分立の形から見まして、少くとも行政の指揮を受ける立法府の人がいるやうな感じを與えること自体に、間違ひを起す恐れがある、特にそれと関連しまして、同様な意味で、國會に勤務しておる人たちが、これらの人たちは行政に奉仕しておる人たちではありませぬ、従つて行政府の人事院からの指揮を受けて、人事院からの監督を受けて、能率を認められて、そういう／＼な地位を變更され、あるいはまた不幸にして行政府と立法府の対立が起つたやうな場合に、行政府のやうなことを聞かないかというやうな理由で、この立法府に對する制肘が、國會議員には一應ないにしても、國會に奉仕する人々に圧力がかかつて来るやうなことがあるとすれば、三権分立の建前からいって、非常におもしろくないことが生れて来ると思へるのであります。この点について私はむしろ反對の意見を持つておりますが、政府の方としてはどのような見解でおられるのか、この点を承りたい。

○岡部政府委員 ただいま玉井議員の御意見まつたごもつともでありまして、先ほど私がこの現行法の建前を御説明したときに申し上げたのと、まつたくその趣旨は同じである、こう拜聴いたすのであります。たとえて申しますと、この國家公務員法というものは、國家公務員法だから、これが規定するものはすべて國家公務員の範囲内のものである、こういうやうな考へるをなさる方があろうかと思つておりますが、法律と申しますものは、

國家公務員法と申しまして、必ずしも國家公務員ばかりでなく、國家公務員以外の方々もやはり必要な範囲内においてはこれをかぶるわけでありまして、一般國民としてもこの法律をかぶるわけでありまして、もちろん國會議員は立法府を構成し、裁判官は司法府を構成するわけでありまして、法律そのものの建前から申しますならば、特別職に規定したからといって、それが立法府、司法府の區別を乱すというやうなことは、必ずしも考へる必要はない、こういうやうな考へになつておるわけでありまして、また國會議員をこのたゞ一般職にいたしたのも、まつたくそういう趣旨でありまして、この法律は行政府が立法府に干渉するやうなものはなしに、國家公務員に對して、合理的な、科学的な人事行政について各般の基準を定める、こういう趣旨で國會議員も一般職に入れたわけでありまして、と申しますのは、一般職員に對しまして、いろいろ／＼科学的な基準を実施することにつきましては、これを実施するための、きわめて複雑、高度な機關を必要とする。たとえば人事院がこれに當るわけでありまして、國會議員は千人前後であります。これら職員に對しまして、一々一般職員に對すると同じやうな人事行政の基準を実施するために、また國會に特別な機關を設けることは煩雜にたえない。むしろ一般職員として、同じレベルに置いて、同じ科学的、合理的な基準を実施するためには、一般職に入れて置いた方がよろう、こういうやうな考へ方でありまして、もちろん國會議員でありますとか、裁判所の職員に關しましては、その特殊性を認めなければ

國家公務員法と申しまして、必ずしも國家公務員ばかりでなく、國家公務員以外の方々もやはり必要な範囲内においてはこれをかぶるわけでありまして、一般國民としてもこの法律をかぶるわけでありまして、もちろん國會議員は立法府を構成し、裁判官は司法府を構成するわけでありまして、法律そのものの建前から申しますならば、特別職に規定したからといって、それが立法府、司法府の區別を乱すというやうなことは、必ずしも考へる必要はない、こういうやうな考へになつておるわけでありまして、また國會議員をこのたゞ一般職にいたしたのも、まつたくそういう趣旨でありまして、この法律は行政府が立法府に干渉するやうなものはなしに、國家公務員に對して、合理的な、科学的な人事行政について各般の基準を定める、こういう趣旨で國會議員も一般職に入れたわけでありまして、と申しますのは、一般職員に對しまして、いろいろ／＼科学的な基準を実施することにつきましては、これを実施するための、きわめて複雑、高度な機關を必要とする。たとえば人事院がこれに當るわけでありまして、國會議員は千人前後であります。これら職員に對しまして、一々一般職員に對すると同じやうな人事行政の基準を実施するために、また國會に特別な機關を設けることは煩雜にたえない。むしろ一般職員として、同じレベルに置いて、同じ科学的、合理的な基準を実施するためには、一般職に入れて置いた方がよろう、こういうやうな考へ方でありまして、もちろん國會議員でありますとか、裁判所の職員に關しましては、その特殊性を認めなければ

國家公務員法と申しまして、必ずしも國家公務員ばかりでなく、國家公務員以外の方々もやはり必要な範囲内においてはこれをかぶるわけでありまして、一般國民としてもこの法律をかぶるわけでありまして、もちろん國會議員は立法府を構成し、裁判官は司法府を構成するわけでありまして、法律そのものの建前から申しますならば、特別職に規定したからといって、それが立法府、司法府の區別を乱すというやうなことは、必ずしも考へる必要はない、こういうやうな考へになつておるわけでありまして、また國會議員をこのたゞ一般職にいたしたのも、まつたくそういう趣旨でありまして、この法律は行政府が立法府に干渉するやうなものはなしに、國家公務員に對して、合理的な、科学的な人事行政について各般の基準を定める、こういう趣旨で國會議員も一般職に入れたわけでありまして、と申しますのは、一般職員に對しまして、いろいろ／＼科学的な基準を実施することにつきましては、これを実施するための、きわめて複雑、高度な機關を必要とする。たとえば人事院がこれに當るわけでありまして、國會議員は千人前後であります。これら職員に對しまして、一々一般職員に對すると同じやうな人事行政の基準を実施するために、また國會に特別な機關を設けることは煩雜にたえない。むしろ一般職員として、同じレベルに置いて、同じ科学的、合理的な基準を実施するためには、一般職に入れて置いた方がよろう、こういうやうな考へ方でありまして、もちろん國會議員でありますとか、裁判所の職員に關しましては、その特殊性を認めなければ

國家公務員法と申しまして、必ずしも國家公務員ばかりでなく、國家公務員以外の方々もやはり必要な範囲内においてはこれをかぶるわけでありまして、一般國民としてもこの法律をかぶるわけでありまして、もちろん國會議員は立法府を構成し、裁判官は司法府を構成するわけでありまして、法律そのものの建前から申しますならば、特別職に規定したからといって、それが立法府、司法府の區別を乱すというやうなことは、必ずしも考へる必要はない、こういうやうな考へになつておるわけでありまして、また國會議員をこのたゞ一般職にいたしたのも、まつたくそういう趣旨でありまして、この法律は行政府が立法府に干渉するやうなものはなしに、國家公務員に對して、合理的な、科学的な人事行政について各般の基準を定める、こういう趣旨で國會議員も一般職に入れたわけでありまして、と申しますのは、一般職員に對しまして、いろいろ／＼科学的な基準を実施することにつきましては、これを実施するための、きわめて複雑、高度な機關を必要とする。たとえば人事院がこれに當るわけでありまして、國會議員は千人前後であります。これら職員に對しまして、一々一般職員に對すると同じやうな人事行政の基準を実施するために、また國會に特別な機關を設けることは煩雜にたえない。むしろ一般職員として、同じレベルに置いて、同じ科学的、合理的な基準を実施するためには、一般職に入れて置いた方がよろう、こういうやうな考へ方でありまして、もちろん國會議員でありますとか、裁判所の職員に關しましては、その特殊性を認めなければ

國家公務員法と申しまして、必ずしも國家公務員ばかりでなく、國家公務員以外の方々もやはり必要な範囲内においてはこれをかぶるわけでありまして、一般國民としてもこの法律をかぶるわけでありまして、もちろん國會議員は立法府を構成し、裁判官は司法府を構成するわけでありまして、法律そのものの建前から申しますならば、特別職に規定したからといって、それが立法府、司法府の區別を乱すというやうなことは、必ずしも考へる必要はない、こういうやうな考へになつておるわけでありまして、また國會議員をこのたゞ一般職にいたしたのも、まつたくそういう趣旨でありまして、この法律は行政府が立法府に干渉するやうなものはなしに、國家公務員に對して、合理的な、科学的な人事行政について各般の基準を定める、こういう趣旨で國會議員も一般職に入れたわけでありまして、と申しますのは、一般職員に對しまして、いろいろ／＼科学的な基準を実施することにつきましては、これを実施するための、きわめて複雑、高度な機關を必要とする。たとえば人事院がこれに當るわけでありまして、國會議員は千人前後であります。これら職員に對しまして、一々一般職員に對すると同じやうな人事行政の基準を実施するために、また國會に特別な機關を設けることは煩雜にたえない。むしろ一般職員として、同じレベルに置いて、同じ科学的、合理的な基準を実施するためには、一般職に入れて置いた方がよろう、こういうやうな考へ方でありまして、もちろん國會議員でありますとか、裁判所の職員に關しましては、その特殊性を認めなければ

まして、附則におきまして、そういうような合理的な基準ができましたならば、これはまた特別職に入れたがよろうという考えで、新しい附則の十一條におきましては、二十六年の十二月三十一日まで一般職扱いをするのだ。そういう合理的、科学的基準ができた後は、それらの実情に應じて、その特殊性を尊重して、これを特別職に入れたい、こういうようなことになつておきます。

○玉井委員 今の御説明の中で、附則の第十一條を引かれたのですが、その十一條は二十六年十二月三十一日までとなつておつて、なるほどしばらくの間とはおつしやるでありましようが、先ほど申しましたように、兩三、三年の間は、これは非常に重視しなければならぬと考えておる。そこで今申し上げましたように、単に一般職に入れて置いてという便宜上のお話でなくて、あくまでも憲法を改正して、三権分立の思想をはつきり定めた國會ですから、むしろこの際そういう原則を破ることは誤りで、多少の経費の問題じやないと思う。國會の中でこれだけの設備をしても、これは大してかわらないと思う。さらに司法官關係においても同様であります。司法官關係に対して、また立法部の關係において、行政機構としての人事院が、これに相當の発言権を持ち、ことに俸給の問題、昇進の問題、あるいはまた首を切られる問題が、行政部において握られたということになると、立法部と司法部は完全に疎隔するかつこうが生れてくる。ただ単に経費の問題でないと思う。もしも経費の点が御心配であるなら、日本國民として今後つばな政治が行われる

ためには、それくらい出さなければならぬと思う。経費の点だけで含めるといふのなら、それは予算にでも何にでもはかつて生かして行かなければならぬ。そうでなく便宜上といふのなら、当然これはやめていただかなければならぬと思ふ。その意味で附則の十一條、並びに十三條も關係するのですが、これらの問題に対しても、政府の方では十分に御研究願ひたいし、われ／＼もそういう意味で審議して行きたいと考えておるのですが、その点もう一つ御答弁願ひたいと思ひます。

○岡部政府委員 玉井委員はたゞいま経費の点とおつしやいましたが、われわれは経費の問題を考えているわけではないのであります。結局裁判所の職員あるいは國會職員のその特殊性は尊重するのであります。他の一般職員が合理的な、科学的な人事行政の基準を実施される。いわば合理的なメリツ・システムの基準を実施する場合におきまして、國會職員あるいは裁判所職員——もちろんその中で特別職になつておられる者は別なのであります。が、一般職に属する方々だけに、そういうようなメリツ・システムを一言にして申せばメリツ・システムと便宜上申し上げていいかと思ふのであります。このメリツ・システムを実施することが遅れる、それが不完全に行くなれば、それはむしろ國家にとつて不幸であるまいか。そういうことをしても、こういう科学的な、合理的な基準を実施するといふことは、何も三権分立に抵触するものではないと考へて、玉井委員から首切りの問題といふようなお話をございましたが、任命権はそれ／＼各任命権が持つてい

るわけでございます。人事院が直接これにタッチするわけではございませぬ。また給與でありますとか、職務の分類に關しましては、これはおの／＼職務内容の特殊性に基きまして、それぞれこれは尊重されるわけでございます。すので、先ほど便宜主義を申しましたが、別にある程度まで合理的な基礎があることを存じております。

○玉井委員 もう一点だけ伺ひたい。私は今も言われたように、行政部の公務員だけにメリツ・システムを使つて、合理的なやり方をしてほかのところにはするなというのではなからぬ。ほかのところにもするならば、やはり以上は公平上もろんしななければならぬと思ふ。しかしながらやるにしても、行政部に属している人事院が、立法部や司法部の方にもこの権限を及ぼして行く形が非常によろしくない。先ほど一般質問の中で申し上げましたように、今の日本のこの形をあくまでも獨立性の立場に置いて維持して行くためには、やはりそれだけの用意がいるのではないかと、おつしやるやうなうな意味合いで、おつしやるやうな人事院において、やはり國會の職員、裁判所の職員の人々に対して一つの力が及んで行くことになると、行政権が割込んだ形になるからおもしろくないではないか。こういうことを言つてゐるわけでありませぬ。決してお答えになつたように、逆の方の意味で言つてゐるわけではないのであります。その点は政府の方においても特に附則第十三條の前段の中ほどに、「別に法律又は人事院規則を以て、これを規定することができる」と書いてある。そこで法律

で必ず規定するともあれば了解できるのであります。しかも先ほど大分問題になりました人事院規則に委任されるならば、ますます危険千萬であると考えておる。特別な扱いをするかしなにか、人事院規則を見ない以上は、それとはつきりわからない。法律をもつて出すとすればこれはわかりませぬが、これは人事院規則でやる、特別に扱うといふのでは、三権分立が司法権のもとに蹂躪されることになりませぬから、非常に危険ではないか、こういうことを伺つておるわけでありませぬ。

○岡部政府委員 まつたく御議論といたしましては、仰せの通りごもつとも存するのであります。この附則の十三條におきまして、法律または人事院規則をもつて、その特例を設けることになつておりますが、必要な場合におきまして——ことにそれ／＼一般職につきまして、法律をもつて規定することと必要とするやうなもの、たとえば給與でございます。こういうやうなものは、もちろん同じように法律をもつて規定することになるだらうと思ひます。一般職の職員に対して、一定の職階級が法律をもつて規定されます。それに対して裁判所職員でありますとか、國會職員につきまして、その職務の特殊性に基きまして、特別な俸給の特例が必要であるならば、それはその同じ法律に基いて規定される。こういうことに實際問題としてなるわけでありませぬ。そういうやうにいたしました。この科学的、合理的なメリツ・システムの基準を、一般的なレベルに置いて実施しよう。こういうわけでありませぬ。これは法律をもつて規定するものでありますし、まつたくこれと

三権分立の趣旨とは、相かわるところがないと私どもは解釈しておりますので、さう御了承願ひたいと思ひます。

○松澤(兼)委員 この点についてはすでに高橋委員が質問されたので、大体了承してあるのであります。第一條の職員について、適用すべき各職の根本的基準という中には、給與が含まれていふといふふうには了解しておるのであります。そのほか各職の根本的な基準といふものを明示すれば、どういふものでありますか。

○岡部政府委員 これは具体的に申し上げますならば、第三章の官職の基準以下の規定と申しますならば、試験、任免、服務、給與、分限、保障、すべてそういうものを含んでおるつもりでございます。

○松澤(兼)委員 そういたしますと、この法律の一つの目的は、給與の問題について、やはりその基準を確立するといふことにあると思ふのです。そうするとわれ／＼がかね／＼から主張しておりましたように、給與の問題がこの法律の審議を一体をなすものであるという信念を裏書きするものであります。が、臨時人事委員会としましては、法律の審議と給與の改訂の問題が、一体をなすものであるといふふうにはお考へでありますか。

○淺井政府委員 これは私からお答え申し上げたらどうかと思ひます。私から申し上げたいと思ひますが、マツカサー元帥の書簡にもありますが、うに、一方に争議権を認めず、あるいは團結権について規制をいたしますとともに、他方においては公務員の利益を保護する。この二つは同じ書簡の中

に同じ強さで出ておると見て、私はさしつかえないのではないかと存じております。そこで人事委員会といたしましては、この書簡が出て以来、二つの問題を同時に取上げてやつて来たわけでありました。第一は國家公務員法の改正の問題、第二には給與の改訂の問題でございます。ところが私の方としては國家公務員法の改正問題が、給與の問題よりも早くできまして、すでに前内閣のときから審議を開始して、ここに國會の御審議を願つておる次第でございます。ところが給與の問題は、私どもの手を離れるのが遅れまして、御承知のごとくこれを内閣へ提出いたしましたのが、ようやく十一月九日なのでございます。私としては不可分という言葉はいかかと存じますけれども、この二つのものが両方とも、きわめて密接に結びついて、われわれとしては両方とも、できるだけすみやかに解決しなければならぬ。こういう氣持には全然かわりはございません。そこでこの給與の勧告を内閣に提出したのが十一月の九日でございますから、内閣としてはこれに必要なる算の措置を講じますために、爾來今日に至つておるものでございます。これは実は私どもの責任でもございまして、けれども、人事委員会において給與の決定をいたしたのが、國家公務員法の起草を終つたよりもつとあとになつておる。やむを得ぬ事情でそうなつておるわけでありまして。

○松澤(兼)委員 今の経過につきまして、われわれ了承するのでありますけれども、一体不可分ということではないけれども、しかし人事委員会としては一緒に審議してもらいたいという希望のあることは、よくわかつておるのであります。ところが人事委員会としては、政府に六千三百七十四という勧告をした。その後、今後の問題もあることとありますが、具体的に申しますと、人事委員会としては、政府に対してただ勧告をすればそれで終るといふふうにお考えになつておるのか、あるいは公務員法の審議の場合においては、第一條にうたつてあるようにあるいはその他のところであつたつてあるように、どうしても給與の問題が併行的に審議されなければ困るのだというところで、政府に対して積極的に給與の問題を公務員法の審議に間に合うように出してくれという、話し合いをしておつたかどうかという点を承りたい。

○淺井政府委員 ごもつともな御質疑を存じます。私の方としてはこの國家公務員法の改正とともに、給與の方の問題もすみやかに解決していただきたい。こういう氣持でありますのみならず、その線に沿つて努力をしております。なおこの新しい給與は、予算は別でございますけれども、同時に法律の形をもつて國會に提出されるものと存じておりますが、この法律案につきましては、私の方としてはすでにその起草を終りまして、いつでも内閣に提出し得る段階に至つておるのであります。

○松澤(兼)委員 政府に対する勧告と云ふのは、おそらく六十七條といふことになつておると思つております。今後私どもは人事委員会——將來は人事院であります、この人事院の運営といふことについては、非常に大きな関心を持つておる。六十七條において「改訂案を作成して、これを内閣総理

大臣に提出しなければならない」というだけでは、徳田君も言われましたように、一方でただ服務紀律の点を押えておるといふだけで、人事院が改訂案をつくりまして、それを提出するばかりであつて、それに対して何ら拘束力がないといふことになりまして、われわれは今後人事院の給與の問題に關して信頼を持つことはできない。少くとも人事委員長は本會議においても、あるいは委員會においても、給與の問題は一体不可分の問題であるといふことを前からお聞きになつていらつしやる。会期は余ところ四、五日、あるいは五、六日しかないであります。そこで私どもがどんなに審議を急ぎましても、おそらくこの会期中に、給與を見ながら法案を審議をいたすことは、不可能であるといふことになつて来るのであります。これははたしてこの人事常任委員會の責任であるか、あるいは政府の責任であるかといふことを、人事委員長からひとつ承つてみたいのであります。

○淺井政府委員 その点は私からお答えするの、たいへんむづかしい問題だと存するのであります。この委員會の席上においてだん／＼と御論議を承つておりますと、一方においては人事委員會の権限が過剰過ぎる、これでは内閣といふものはどこにあるかわからぬといふような御論議があるかと思ひます。また今のうちに、給與について人事委員會の権限が弱過ぎる、内閣がつぶれてもよいから押し通すだけの権限が要するといふ御論議がございまして、私どももいたしましては、その間に処するの非常に苦慮いたして、この次第でございますが、私は眞理はそ

の中間にあると存じております。一方においてこの内閣の立場というものもございまして、また独立性を持つてゐる人事委員會の立場というものもございまして、法文の上においては勧告といふことになつておまして、この勧告をいれるといふことは、予算の財源その他にらみ合せて内閣の自由だといふことにはなつておりますけれども、これを世論の前で取扱いますことにおいて、この勧告といふものが大きな拘束を内閣に與へつたといふことは、私は現実の問題だと存じております。そこで私は人事委員會の勧告案が内閣において最大限に考慮せられることを予想いたしてゐる次第であります。今申しましたように、法文の形として一方において人事院が過剰過ぎて、内閣がどこにあるかわからぬと仰せられるし、他方におきましては、この給與法案はぜひ強く押すようにと仰せられますと、ちよつとこの法案の御説明が苦しいのでございすけれども、要するにこれはその二つのものをある程度ともに満足し得る点にこの原案が落ちついてゐる、こういうふうな私どもは考へてゐる次第であります。

○松澤(兼)委員 何かこの委員會がそういうことを言うように人事委員長はおつしやる。しかしこれは法律を自己がそういふふうになつてゐるんでしよう。そうじゃないですか。あなたの方だつて給與の問題は十分考へてやらなければならぬ。しかし考へられな。勧告するだけの権限しかない。一方では服務の点はわれ／＼に言わせれば多少きつところが見えてゐる。これは法律自体がそうなつてゐるので、私どももいたしましては率直に意見を

表明してゐるだけの話で、何もそうでないものをほくらはそう言つてゐるわけじゃない。その点はひとつ誤解のないようにお願いしたいと思ふ。それで先ほど御質問申しました、内閣に対して積極的に何かお働きかけになつたかといふ点につきまして、その様子をひとつ承りたい。

○淺井政府委員 この点につきましてここに申し上げかねる事情がございまして、人事委員会といたしましては、内閣に對しまして私の方の勧告を一日も早く受入れられて、適當の措置をしていただく、こういうことに努力をしてゐるというところは間違ひございません。

○高橋(副)委員 先ほどの御説明の中、第一條の三項以下はえち／＼簡単に御説明になつたのですが、いさ／＼詳しく説明していただきたい。

○岡部政府委員 第一條を少し簡単に御説明申し上げましたので、もう少し詳しく御説明申し上げようと思ひます。

問題になりますのは第四項の点だろ／＼と思ひます。「この法律のある規定が、効力を失ひ、又はその適用が無効」とされても、この法律の他の規定又は他の關係における適用は、その影響を受けることがない。これは何か特別なことを規定したようにも見えないのであります。必らずしもそうではない。この法律のある規定が効力を失つと申しますのは、この法律が他の法律によつて修正されまして、その限りにおいてその條項はその効力を失うわけでありまして、また失ひまして、その限りにおいてはそれに影響のない他の條文は、もちろん有効であります。またその適

に、委員長の職務執行を願います。

（委員長退席、玉井委員長代理着席）

○岡部政府委員　お答え申し上げます。御質問に対してまづたくごもつともであると申し上げましたのは、その点が十分法律の論議として考えられ、立論としてきわめて根柢のある御議論と承りましたので、ごもつともと申し上げたわけであります。ただ、ま提出して御審議をいただいておりますこの形式が、現在のところにおいて私どもの立場からいたしますならば、最も適切な立法の方法であると考えておるわけであります。それから第四項のお尋ねではございますが、まことに専門的なむずかしいお尋ねでございますので、ある程度私見がまじるかとも思いますが、お許しをいただいております申し上げます。上げたとい存する次第であります。

旧憲法と違つて、新憲法が最高裁判所に法律の合憲性を判定する権限を與えていることは仰せの通りでございます。しかしながらそれを具体的に考えてみますと、高橋さんが後の段に申されました通り、結局ある法律が憲法に反するか、いなかということは、最高裁判所があくまでも具体的ケースについて判断するのであります。抽象的にある法律が憲法の前に無効である。こういうことはしないのではないかと。むしろ具体的ケースについて、ある法律が常に無効であつて、他のケースについては有効であることがあり得る。こういう形になるだろつと存するのであります。しかしながらある具体的なケースの適用につきまして、ある法律が無効とされます場合におきましては、爾後その法律はそのケースについて

て適用されないこととなります。また
そういう場合におきましては、その法
律がその後の措置によつて廃止その他
の方法が行われることにならうかと存
じます。従ひましてこの四項の効力を
失ひとある場合においては、大休他の
法律によつて修正される場合であら
う。でありますから高橋さんのお尋ね
の最高裁判所の判決によつて、その適
用が無効とされるような場合は、この
後の方に該当しようかと考えておりま
す。

○前田(種)委員 私は先ほど給與問題
について委員長から答弁がありまし
た。第一條の目的のところに関して、
私は法規上からはつきりと答弁を求め
たのでありますが、説明の中ではこの
目的は現行法通りの文字であるからと
いうので、それ以上説明がなかつたの
です。この現行法も改正法もそのま
まであります。この中には、いかにせ
ん福祉並びに利益に関する明確な文字
がうたわれてないわけです。私はこの
國家公務員法の主たる目的は、この第
一條にあると思ひます。この第一條に
少くとも先ほどから答弁されておしま
すところの給與問題等も、並行してい
ろいろやらなければならぬということ
を、後段の條項にはありますが、目的
の中にもつと明確にしなければならぬ
と考へます。それでこの目的の解釈を
してもらつたら結構であります。こ
れだけでは不十分でありますから、ど
うしても私は目的の点に次のような修
正をしたいという意見を持つておりま
す。それはなぜかという、この條項
には、途中から読みますが「最大の能
率を發揮し得るよう、民主的な方法
で、選擧され、指導されるべきこと

定め、以て國民に對し、公務の民主的
且つ能率的な運営を保障することを目
的とする。」と書いてあります。しかし
私はこれほど國民に對して公務員が、
能率的に最大の能率を發揮してやらな
ければならぬということ、明確に指
示する限りにおいては、この第一條に
おいて、職員福祉を確保してやると
いう前段がなくてはならぬと私は考へ
ます。先ほどからマツカーサー書簡を
いろいろ都合のいいように引用するこ
うことを言われておりましたが、こ
の現行法ができたときには、マツカー
サーの書簡がない以前のことございま
す。私はマツカーサー書簡が出た機
会に、この目的をもつと明確にする必
要があると思へます。マツカーサー書
簡の中には、言うまでもなくこうい
う文句が明確にうたわれております。さ
らに國家の公益を擁護するために、政
府職員に課せられた特別の制限がある
という事實は、政府に對して常に政府
職員の福祉並びに利益のために、十分
な保護の手段を講じなければならぬ義
務を負わしめておる。この理念は民主
主義社會においては完全に理解せら
れ、實現せられておるのであつて、こ
れゆゑにこそ公職が威厳と、權威と、
永續性を備えており、公職につき得る
機会が廣く一般から好ましい實權とし
て認められ、かつ求められなくてはな
らぬということ、マツカーサー書簡
は明確にうたつておるのでございま
す。この明確な文字のまゝが、第一
條の目的にはつきりとうたわれなくち
やなりませんから、文字の使い方は別
といたしまして、私が私見をもつて挿
入するといふ点は「指導されるべきこ
とを定め」というその下に「職員福祉

並びに利益のため十分なる保護の手段
を盡し、そうしたこととを政府が盡し
て、そしてもつて國民に對して、公務
の民主的且つ能率的な運営を保障す
る」ということが明確にされてこそ、
いわゆる二百六十萬の公務員に對する
ところの規律、あるいはいろいろ「能
率その他の運営を、民主的にやろうと
する」とこの趣旨と、しかも公務員に對
するところの待遇を、明確に目的の上
に置いて明らかにするといふことが、
並行されて行くといふことは考へます。それ
でありますから私はあくまでも第一條
の目的の中に、マツカーサー書簡の文
字の一部を具體的にここに挿入して、
明らかにしようとした福祉並びに利益のた
めに保護してやるといふ手段を盡すこ
とを明確にすることが、なおこの法律
が有効になると考へますので、そうい
う点に對するところの淺井委員長の見
解等を、この際明確にしてみたい
と思ひます。

○淺井政府委員 その点につきまして
は、もはやあらためて申すまでもない
次第でございます。御論旨は全然同
感でございます。ただ字句の点その他
については、いろいろ皆さんの中にも
御議論もあつたかと存じますが、た
だいま仰せになりました御趣旨に對しま
しては、私は全然同感でございます。
○前田(種)委員 その点は明確になり
ましたのでそれ以上申し上げません。
その次には他の委員からの質問があり
ます。この中で先ほど玉井委員から
の質問もございました國會職員の問題
につきまして、まったく私も玉井委員
と同様であつて、現行法で特別職にな
つておりますところの國會職員が一般

職に入れられたことに對しては、これ
はやはり現行法にもどすことが妥當だ
と思ひます。それはいわゆる國會が獨
立した立法機關として、十分に機能
をはたすためには、國會職員は國會の權
限に委ねなければならぬのであります
から、これは先ほどからの答弁の中に
は、いろいろ煩雜を避ける、あるいは
人事院はよいことの基準だけを示して
いるといふようなことを言つておられ
たのでございしますが、この國家公務員
法の全法規は、必ずしもそうしたこと
ばかりではないのです。公務員に對す
る相當大幅の制約が義務づけられてお
ります。そういう各般の情勢から見ま
した場合には、國會職員が特別職に入れ
られなければならぬといふことは、當
然なことであらうと私は考へます。そ
れと現行法の第二條の十四「單純な勞
務に雇用される者」といふのを削りま
して、一般職に入れておきます。さ
らに十二の現業廳、公團その他も削つ
てあります。これは廣く全部を含めて
の公務員だといふことでやつて、こ
こには區別をつけないといふことがい
ろいろいわれて削つた原因になつてお
ります。またマツカーサーの書簡の中
にもそれがうたわれてゐるから削つたの
だといふ今までの説明であります。私
は人事院がどんなに理想的に運営の
妙を發揮されましようとも、單純な勞
務者に至るまで一本にくつて、實際
にその実績を上げるということに對し
ては非常な不安を感じております。む
しろ今日純然たる官吏といわれる者
と、それから純然たる勞務者といわれ
る者、勞務者の内容につきましては、
委員會開始以來幾度か、論議されてお
りますので、その内容を私は申し上げ

ませんが、單純な勞務者、いわゆる勞
働者と言われものを、官公吏と同一
の公務員として一般職に放りこんでや
つてしまふといふこのやり方は、むし
ろ能率的であるやうでありますし、ま
た一般の待遇を考へてやるのだとい
うことでありますが、結果は逆になると
いう心配を多分に考へますから、ど
うしてもこれは現行法までもとさなく
はならぬと強く主張するものでござ
います。その意味において、この点につ
きましてさらに具體的な御説明があれ
ば承つておきたいと思へます。

○淺井政府委員 その点につきまして
は、もう申し上げることはないと私の
方では思つてございしますが、もう一
度簡単に繰返しますれば、私は國會職
員、裁判所の職員は、本來の姿として
は特別職であらうと思つております。
ただこれらのものに對しては、新
しい人事行政のやり方をやつて行く上
において、この人事委員といふもの
手に委ねた方がよいではないかとい
うので、これを三年だけ一般職にする。
こういう扱いになつております。さ
ういふからだん／＼と御議論がありま
したように、この点が國會の立法機關
としての立場を害するといふ御議論、ま
ことにこもつともだと思ひますが、
私どもの立場といたしましては、今言
つたような以外に決して他意はないの
でございします。私の承知いたしてい
るところによりますれば、現に國會職員
の試験におきましては、人事委員會が
御相談に預かつて現にやつておつたと
記憶いたしております。

それから單純な勞務に従事いたしま
する者、公團の職員等については、人
事委員會といたしましては、これまで

聞きましたものの中で非常に頭を痛めた問題の一つになつてゐるのであります。これは諸般の情勢によつて、一應一般職という取扱ひをすることになつたのでございます。その勤勞のあり方の違ふ点、殊に公團におけるその由來、それから臨時的なものであるという点において、他の官吏とは特別に區別する点が多々あると思つておりますので、それはこれまでも申し上げましたように、附則十三條において特例を設け、十分その点に遺憾なきを期したいと思つております。

○相馬委員 本法立案における教育公務員の立場について、人事委員長にお尋ねしたい。その前に一つ御質問したいことは、私たちが聞くところによると、教育公務員なる立法が文部省で立案されつつあるやに聞くのですが、こういう状況等も参酌されて、政府は本案を提出されておられますか、それとも独自の立場から本案は立案されたのですか。

○浅井政府委員 その点についてちよつとおおむねをしなければならぬことがあるのでございます。それは私が本会議の席上で申しました言葉に――あのとき孤声機がこわれておりまして、質疑をされました野本さんのお言葉がよく聞き取れませんでしたために、答弁が少しはずれただけでございます。また、あとで速記を見ますと、この國家公務員法というものは、教育公務員は關係がないのだと、このような言葉になつてゐるのでございますが、この教育公務員に關しますところの法律というものは、私の方の所管ではなく、文部省で立案をいたしておるのでございまして、これはいろいろの構想

があつたようでございます。全然この國家公務員法と離れて單獨の法律にするという案もあり、またこの國家公務員法の規定を一應ここに置きまして、その附則十三條のいわゆる特例法としての形でこれをきめる、こういう行き方もあり、二つございしますが、私の今承知しておりますところは、この國家公務員法の附則十三條の特例法の形で、やがて現われてくるのじやないかと思つております。ただ教育公務員に、この國家公務員法を全面的にかぶせていきますことは、これは私が反対であるのみならず、いろいろむづかしい点がでてくるかと思ひます。つまり例を試験にとつて申しますれば、教育公務員の最も重要な資格は、人格の点であらうと思つておりますが、この國家公務員法の試験は、その仕事をやる能力の試験でございまして、人格の試験というものはなかなかむづかしいのではないかと。さすればこの國家公務員法の、この試験に關するところは、これにかぶせるわけにはいかぬのであります。また職階というものをもとつておられますが、この教育公務員は職階という觀念を入れることが非常に困難でございます。つまり上下によつて仕事の内容と責任というものが、階級をなしていくという觀念は、教育公務員にはございませんで、職階に關する規定は除かなければならぬのではないかと。そういう点から考えまして、そういう点を除きまして特例法として現われてくると思つたのでございます。

○相馬委員 人事委員長がこの教員の特例な立場について、実に明確によく知られてゐるので驚いてゐるのであります。ということは、教育委員会法というものがあつて、教員の任免、分限、懲戒というものは、全部これによつて律せられてゐることは御承知の通りです。そういうふうな観点から見ますと、附則十三條の特例によつてということになりますと、教育公務員の立場から見れば、二重の制限になることは論をまたないと思ふ。それはなぜかと申しますと――そんななげかなんというところを申し上げなくとも、結局このことは私は明らかに一條から教育公務員を除くべきだ、こういうふうな考へて、これは獨立した立法にまつべきだということを考へるのであります。それが附則十三條に申し上げたいことは、もし附則十三條の特例によつて云々という場合には、一應この國家公務員法が通つたその直後における教育公務員は何によつて律せられるか。すなわち教育の特例性によるところの特例が出ないか。具体的に言へば、それまでは國家公務員法でしるべきだ、あるいは二百一十の政令でやるのだと、こういうお答えがあると思うのであります。その過渡的なものかどうかお考えになるか、この二点について人事委員長にお尋ねいたします。

○浅井政府委員 その点につきまして、私文部省と一度連絡しない、明確にお答えができないと思つております。それからまた今御懸念の点は、いづれこの法案が現われてまいりますときに、御審議を十分願ふと存じております。

○相馬委員 私はけさほどより文部大臣に向つて、実はここへおいでを願うことをお願いしてありますが、いろいろ

な事情でおいで願えないので残念であります。そういう意味から特に人事委員長である浅井政府委員にお尋ねしたいのであつて、浅井人事委員長のお考えとしては、やはり一條から、いろいろな事情から見ても、すなわち昨年十月十五日に國家公務員法が通りまして、ときには、教育委員会法案というものはなかつたのであります。が、今は明らかに教育委員会法案というものがあつて、教員がこれによつて律せられておるのでありますから、浅井政府委員としては、これはここから除外することとを適當と思はれるかどうか。私見でも何でも結構でございますので、御見解がきよう承られたらぜひ承りたいと思ひます。

○浅井政府委員 私いたしましては、この教育公務員と申しますものは、なるべく大幅に國家公務員法から除外して独自の立場でやりたい、こういうふうな考へておる次第でございます。そのために従事教育公務員をこの國家公務員法の特別職に入れるというようないろいろな構想があつたのでございしますが、結局現実の問題として國會に現われようとする法案は、この附則十三條の特例法の形になつてゐるようになっています。

○相馬委員 人事委員長の御見解よくわかりました。御承知のように、教育公務員の任免等に関して規定する法律というふうなものを、政府は出した。引込めたりしてゐるので、教員は一体どうなるかと言つて、皆せんやりしてゐるような調子でありますから、ぜひ文部省と連絡をとられまして、これについて明確にしたいだきたい。私はそれ以外のことは直接文部大臣に尋ねたいと思ひます。

○松澤(兼)委員 一つお尋ねしたいと思ひます。先ほど國會職員と裁判所職員のことにつきて、いろいろ御意見が出たようであります。ただいまも前田君から質問がありました。それに対して浅井人事委員長は御答弁なすつていらつしやるのであります。その御答弁を伺つてゐると、國會及び裁判所職員というものは、大体一定の期間だけ國家公務員法を適用して、合理的、科学的な一つの基準を設定するという

ことであるやうであります。そうしてただいまも、國會職員というものは、問題について相談を受けているというお話であつたのであります。もし先ほど來問題になつておりますように、國會職員及び裁判所職員というものは、本來ならば國家公務員法の適用を受けるべきものでない、しかし基本的な基準ができるまで、一定の期間を限つて人事院の権限のもとに持つて來るということでありましたらば、ちよつと附則第十五條に「都道府縣、市その他地方公共團體の人事機関」という点がある。これは地方公共團體の自主性をお認めになつて助言をする、あるいはこの法律によつて確立された原則に沿つて設置され、運営されるように協力するということになつておられます。これはおのずから外にあつて人事院がこれに対して助言をするという形をとつてゐる。そうすると本來なら裁判所職員及び國會職員は、外にあるものである。しかし一定の期間だけは合理的、科学的な基準を設定するために、人事院の中に入れておくことであるならば、これも一定の期限付きで、これを外に一度お出しになつて、その合理

的科学的な基準を設定するまでは、適当な運営に対する協力を與える、あるいは助言をなすとかいうことが適當である。こういうふうにも考えるのである。この点につきまして地方公共団体の場合と、それから裁判所及び國會の場合という相違があるか。地方公共団体の職員は、はたして助言を與えるという形をとり、國會及び裁判所の職員に対しては、これを人事院の中に納めて、これに対して強力と言えは語弊がありますけれども、一つの監督権、指揮権を發動するということになつておるのか、伺いたないのであります。

○淺井政府委員 それはきわめて簡単でございまして、つまり地方公共団体と國家というものは、全然違つた二つのものだといふ観点からそのような規定ができ、また片一方は、なるほど國會の独立性はもちろんでございましてけれども、同じ國家の公務員だといふ立場から取扱ひが違つて來たわけでございます。

○高橋(順)委員 第一條第一項の修正の点に關しての前田委員の御意見は、私もまったく同感でありまして、そのように修正されることを希望するものであります。ただこの点に關連しまして、今一度お尋ねしておきたいことは、過般の本委員会において私はその点について労働大臣にお尋ねいたしましたところが、要領よく「各般の根本基準を確立し」という言葉の中へ逃げ込まれたわけでありまして、そこで私は逃げられたなと思つたのですが、あまり深く追究もしないで、そのまま質問を打ち切りましたが、この「各般の根本基準の確立」という中に、給與の問題が含まれてゐるという御意見のように、先ほど來伺つておるのです。人事院が給與の問題について政府に勧告をいたしまして、その勧告が十分に入れられなかつたときには、その給與の問題について、ここに根本基準が確立したといふふうには、おそらくお考えにならないであらうと思つておりますが、その点はいかがでありますか。そうしてその問題についてなお第三條の規定によれば、人事院はこの法律実施の責に任ずるといふことになつております。もしも人事院の出した勧告を政府が軽く取扱つてそれを尊重しない。そうして人事院の意見をもつてすれば、給與に關する根本基準が確立しなかつたと思えるようなときには、人事院を代表する人事院の總裁等は、どのような責任をおとりになるか、それらの点について御意向を伺いたしたいと思います。

○淺井政府委員 たいへんむづかしいお尋ねであります。この「各般の根本基準を確立し」と申しますのは、すなわち新しい給與制度に關する規定を設けるという意味でございまして、必ずしも六千三百七十七のベースを確立するんだというほどの意味は持つていないのでございまして。しかし御質疑の要點はおそらくそこにはなくて、後者にあらうと思つてございまして。なるほど私もいたしましては、六千三百七十七のベースをおくまでも主張いたし、その実現を期するつもりで現にやつておる次第でございまして、私はこれが内閣によつて受諾せらるることの確信は今は失つてはおりません。ただ形といったしましては、この人事院は財政に關する権限を何も持つていないわけでありまして、財源その他の見合ひをつけ

ますところの権限、從つて國會に予算を提出する権限は内閣が持つべきものであつて、これはいかなる内閣ができましようとも、必ず内閣としては、これは保つていなければならぬ線だと思つてございまして。さうでございまして、それから、人事委員会の勧告が全面的に入れられなかつたという場合もあらうと考へておる次第であります。私といたしましては人事委員会の勧告を、全面的に入れたらうと思つてゐる努力を続けることは、決して怠るものではないのでございまして。

○前田(種)委員 今に關連しまして、この間の勧告は政府はめいめいほとんど幾らか高い、それでその勧告案をもつて努力をして行きたいという答弁でありましたが、將來は必ずしも人事委員会が出した案が高過ぎる、よ過ぎるというばかりでなくて、悪過ぎる、悪いという場合もあると思ひます。今度のような高過ぎた場合は、人事委員会としてはさうではありませんが、いろいろな角度から見て、人事委員会の案が待遇上悪い、低いという場合におけるところの人事院の責任、あるいはこれを対象とされようと思つておられるか、この点は相関連いたしますが、今後しばしば起ります問題でありますから、この機会に、できまうならばさうしたことを予想して、意見を承つておきたいと思ひます。

○淺井政府委員 その点でございしますが、ただいままた深く深刻な問題となつておられますのは、この人事委員会の案が高過ぎるというところとどう思ふのでございまして。そこで余談にわたりますけれども、人事委員会があ

の勧告をいたしましたのは十一月九日でございます。しかるにその翌日に至りまして政府は、全面的にのめないうふうな意味のことを申されておると思ひますが、なぜ全面的にのめなうかといふことは、爾來十日以上を経過しておりますけれども、何ら私は承知するところがございます。そこで私はまだあの私の提出した勧告が高過ぎるというふうな感じは持つていないのでございまして。そこで將來、それから人事委員会は勧告したものが高過ぎるという場合には努力するけれども、人事委員会が提出した給與ベースが低過ぎるという主張があつたときは、それは國家公務員の利益になることだから、そのままに放つておくか、こういう問題が起つて來るだらうと思ふのでございまして。人事委員会といたしましては、何が合理的な給與であるかといふことを、一定の理論と算定で出すものでございまして、高過ぎるという場合もありましようし、低過ぎるという場合もありましようし、低過ぎるという場合もあらうかと思つておるのでございまして、これは勧告の中にも書きまじりましたように、政府職員は、一方において民間企業の勤労者よりも特權的な地位をもつてはならぬ。しかしまた一方それよりも虐待されるところの理由はない。こういう点でございまして、殊に國家公務員の給與といふものは、一般納税者としての國民のふところから出るものでございまして、人事委員会の立場といたしましては、内閣の御決定に対して低過ぎるということもありましようし、高過ぎるということもこれはあらうかと思ひます。

(玉井委員長代理退席、角田委員長席席)

○高橋(順)委員 重ねてお尋ねするのですが、この第一條第一項に、政府職員の福祉並びに利益のため、十分なる保護の手段を講ずるといふその目的を明確にしなければならぬと思ひます。さうしてそれを明確にしておいて、しかも人事院の給與に關する勧告をなしたにもかかわらず、政府がその勧告を入れない、それよりも低い基準で給與をしようといふことになつたときには、この第一條のすなわち本法の目的が達成できないといふふうに人事院ではお考へになるに相違ないと思ふのであります。さうしますと、この法律のほんとうの意味の実施は行われておらぬことになるのであります。その場合法律實施について責任を負う人事院としては、どういふ態度をとるべきかといふことについてお伺ひいたしたいと思ひます。

○淺井政府委員 これはただいまおいては一つの仮定の問題でもありましようし、その仮定の問題は申し上げかねるのでございまして、全般的に考へまして、この法律の解釈といたしましては、先ほどお答えをいたしましたように、人事院は財政その他の視野から予算を決定する権限は持つていないわけでございます。そのときに、人事委員会が独自の考へで、この法律の實施ができないと見てよろしいものか、あるいはそれは他の機關、たとえば國會その他の機關が見るべきものか、これは問題だらうと思つております。

○高橋(順)委員 人事委員長にお伺ひいたします。第一條の三項ないし五項の規定は必要なとして、削除するこ

とがむしろ適当じやないかと思えるのですが、その点いかがですか。

○淺井政府委員 その点は私は見解を異にしておるのでございます。ちよつとごらんになりますと、これはなくともいような規定に思われるのでございませう。しかしなぜそういう規定がここに入つておるかというところは理由があるのでございます。つまりこの國家公務員法が、これから歩んで行こうという道における抵抗を破壊するためには、どうしてもこの規定が必要でございませう。明治憲法時代には、このような規定を持った法律はなかつたと私は存じております。ところが最近に至りまして若干これと似通つた規定を持つた法律が現にございます。たとえば独占禁止法の適用排除に関する第二條、それから事業者団体法の十九條、かような規定、つまり從來のものを大きくかえようとか、從來のものの抵抗を破つて行こうというやうな、法律が持つ味を持つて参りますと、こういうふうな規定が入つて來る法律が、このごろちらほらできて來たように思うのでございまして、それと同じやうな意味と御了承願ひたいと思ひます。

○高橋(調)委員 その問題については、先ほど來いろ／＼質疑應答がありましたので、この程度にとどめておきます。

第二條第三項の後段に「人事院は、ある職が、國家公務員の職に属するかどうか及び本條に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。」とある。私は言葉を少くするために簡単に結論だけ申しまして質問いたしましたが、この規定は、むしろ法律の規定をもつてする方が適當

じやないかと思えるのですが、その点はいかがですか。

○淺井政府委員 それは法律の規定によつてきめることができますれば、まことに結構だと思ひます。ところが實際取扱つてみますと、ちよつど限界のところがある／＼でございませう。たとえばさいせんから問題になつております農地委員會の職員は、一

體國家公務員であるか、地方公務員であるか、あるいは中労委の職員は國家公務員であらうか、そうでなからうかといふやうな、いろ／＼かわつたものができて参りました。どこかきめる機關を置いておきませんと、法律の規定だけではどうしても規定し切れないケースがいろいろ／＼できて來る。そうするとどこがきめるか、やはり人事院できめるほかにない、こういう規定でありまして、この規定がないと抜き差しできないことになりまして、いろ／＼行政の複雑化につれて、職員のあり方についていろ／＼限界点になるやうなものがたくさんできて來るものですから、こういう規定があることは必要でないかと考えております。

○菊川委員 私も今の問題については非常な疑問を持ち、しかも重要な關心を持つてゐる。これはこの法律の第二條をわれ／＼が審議するにあつて、今の人事委員長のお話のやうな抽象的な議論では、私ども審議ができないと思ひます。現在人事委員會編集の「公務員」といふ雑誌の十一月号を見ますと、公務員の数は、本年度予算定員によつて、二百七十六万五千二百一十一人と発表されております。ところが私もこの二百七十六万五千の公務員が、一体どういふやうな仕事をしてゐるの

かといふことを現実につかんで、それに基いてこの條文が、はたして現在の日本の公務員制度の實際に合うかどうかといふことをきめなければならぬと思ひます。そうしない限りはただ抽象的な議論であります。でありますから私はこの第二條の審議につきましてはその資料を見て、私ども考えている点につきましていろ／＼お尋ねをいたし、その意見を述べたいと思ひます。その点におきましてこれは保留いたしたいと思ひます。きようはことにもう時間も遅うございませうから、資料なくしてやりましてもしかたがないと思ひます。きようはひとつこの辺でやめて、あとは明日に譲つてもらいたいという希望をもつております。

○角田委員長 それでは本日はこれにて散會し、明日午前十時から開會いたします。

午後五時二十七分散會

昭和二十三年十二月二十八日印刷

昭和二十三年十二月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局